

女性のためのアジア平和国民基金

三者合同懇談会

平成 10 年5月

平成 10 年 5 月 19 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

三者懇談会次第

(1) 理事長あいさつ

(2) 阿南外務省アジア局長あいさつ

(3) 事務局長報告

主に

- ・平成 10 年度事業計画
- ・償い事業

(4) 討論

終了 午後 9 時予定

添付資料一覧

三者懇談会

平成 10 年 5 月 19 日
(財) 女性のためのアジア平和国民基金

三者懇談会次第

(1) 理事長あいさつ … (口頭)

(2) 阿南外務省アジア局長あいさつ … (口頭)

(3) 事務局長報告… 1~39

- ・平成10年度事業計画 … 1~10
- ・募金額 … 11
- ・朝日新聞広告 … 12~13
- ・「『援助交際』に対する女子高校生の意識と背景要因」要旨 … 14~15
- ・クマラスワミの第4回報告書抜粋 … 16
- ・山口地裁下関支部の判決についてのコメント … 17
- ・同判決要旨 … 18~27
- ・アジア女性基金の償い事業一覧 … 28
- ・韓国政府の決定について … 29
- ・韓国政府の支援金支給にあたって … 30~31
- ・韓国外交通商部スポーツマン声明 … 32
- ・国務会議の結果 … 33~35
- ・韓国保健福祉部・支援金を差し上げる行事 … 36~39

(4) 討論

平成 10 年度事業計画

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

財団法人女性のためのアジア平和国民基金平成10年度事業計画と予算一覧表

予 算 項 目	事 業 内 容	予 算 額 (円)
運営経費	総務一般、人件費等、儀式事業旅費、募金	115,821,000
女性尊厳事業費		284,182,000
啓発事業費		154,335,000
一般啓発事業経費	慰安婦問題、今日的な女性問題に関する広報、啓発を行うこと とし、新聞広告、ニュースレターの発行、ホームページ	121,323,000
Q&A作成事業経費	基金事業の成果をまとめた小冊子を作成	11,175,000
地方対策会議事業経費	各地方で、講演会、研究会を開催する	21,837,000
事前防止事業費		56,525,000
広報活動支援事業経費	各NGO支援、各NGOへのアンケート調査	18,711,000
国際会議事業経費	国際会議の開催、海外招聘事業、国際ネットワーク、新規事業 の準備	22,295,000
調査研究事業経費	資料委員会、武力紛争下の研究会、調査研究事業、調査報告書 の刊行、資料の収集、整理	15,519,000
被害者救済活動事業費		73,322,000
総合相談センター事業経費	家庭問題情報センターへの委託、総合センターの準備	8,850,000
メンタルケア技術開発事業経費	カウンセラー等の研究会、調査、サポートプログラムの作成、 ネットワーキング	6,939,000
民間シェルター支援事業経費	各NGO支援、各NGOへのアンケート調査	57,533,000

平成 10 年度事業計画書

1、予算項目：啓発事業費 154,335,000円

2、事業名：一般啓発事業 121,323,000円

3、目 的：アジア女性基金は、国民と政府の協力によって成り立っている点をふまえ
國民と基金をつなぐという視点に立った今日的な女性問題などの広報・啓
発事業を行なう。

これらの事業を通じて、元「慰安婦」への国民的な償い、今日的な女性問
題などへの取り組みについて、國民の理解、協力、参加を求める。
また、国際的に基金事業の理解促進を行なう。

4、内 容：償い事業や今日的な女性問題に関する事業の進捗状況をみながら、「基金
ニュース」の発行、プレスリリース、新聞・雑誌への広告掲載をする。

5、理 由：これらの事業を通じて、これまでに基金に賛同してくれた人々、さらには
市民グループとの報告・対話の場を設けたい。

6、効 果：「基金ニュース」、プレスリリース、ホームページ、新聞・雑誌への広告。

平成10年度事業計画

1、予算項目：啓発事業費 予算額 154,335,000円

2、事業名：Q&A作成事業 予算額 11,175,000円

3、目的：基金は、調査はじめこれまでさまざまな事業を行ってきたが、それぞれの事業の成果を小冊子にまとめ、配付し啓発を行うこととする

4、内容：下記のような小冊子を作成する

- ①今日的な女性問題に関する啓発のための小冊子
- ②国際会議の内容をまとめた小冊子
- ③援助交際などの調査結果をまとめた小冊子

5、理由：基金の事業を行った成果を国民に啓発するために小冊子を作成する

6、効果：小冊子を配付して国民への啓発

平成 10 年度事業計画書

1、予算項目：啓発事業費 154,335,000 円

2、事業名：地方対策会議事業 21,837,000 円

3、目的：各地方で、基金が進めている債い事業、今日的な女性問題の理解を得、事業推進のための協力関係を作るとともに、慰安婦問題、今日的な女性問題に関する啓発を行うために、各地方において、講演会、研究会を開催し、講演会、研究会の議事録を報告書にまとめる

4、内容：各地での講演会・研究会

下記の方々に講師を依頼し、総理府など関係省庁や自治体、労組団体・市民団体などの協力を得ながら各地で講演会・研究会を開催する。また、報告書を作成する。

【講師】
・基金の理事、運営審議委員、呼びかけ人。
・国際会議で招聘した海外ゲスト。
・学者。
・弁護士。

【場所】北海道・東北ブロック、関東ブロック、中部ブロック、近畿ブロック、中・四国ブロック、九州ブロックの各ブロックごとに1回

5、理由：これらの事業を通じて、元「慰安婦」への国民的な債い、今日的な女性問題への取り組みなどについて、国民の理解、支援、参加を求める。

6、効果：
①各地方での基金事業の理解を推進する。
②基金のネットワーク作りを図る。
③講演会、研究会の報告書。

平成10年度事業計画書

1. 予算項目：事前防止事業費 広報活動支援事業経費 18,711,000円および
被害者救済活動事業費 民間シェルター支援事業経費 57,533,000円

2. 事業名：NGO支援事業 76,244,000円

3. 囮的：女性が人権を侵害されずに一人の人間として自立し、自分の生き方を決め、
その能力を発揮できる社会の実現を目的として、それらの活動や活動母体となる
団体を支援する。

4. 内容：

- ① NGOへの助成

1998年度「女性の人権に関する今日的問題への自立活動・支援」を実施する。

- ② NGOへのアンケート調査

「女性」「人権」をテーマとして活動しているNGOに対し、その活動状況や基金に対する意見等を聴取するアンケート調査を実施する。同時に、各団体の活動に関する資料提供を依頼する。

5. 理由：アジア女性基金ならではのNGO支援のあり方を考え、次年度以降の事業のテーマ設定につなげる為には、基金から広く情報発信を行うこと、そして、NGO活動の現状を把握することが必要とされている。しかし今の基金においては、NGO間ネットワーキングの整備が十分ではない。

6. 効果：

- イ) ネットワーキングにより、基金からの情報の発信（＝広報）を行う。
- ロ) アンケート調査により、各NGOからの情報の受信（活動内容、興味の対象、問題点、要望、基金に対する意見など）を行う。
- ハ) NGOに関する情報を蓄積し分析することによって、基金ならではのNGO支援のコンセプトを設定し、支援対象のNGOに対し、より的確なサポートを行う。

平成10年度事業計画書

1. 予算項目： 事前防止事業費 56,525,000 円

2. 事業名： 国際会議事業費 22,295,000 円

- a) 国際会議事業
- b) 海外専門家招聘事業
- c) 新規/準備会議事業

3. 目的：
a) 女性の人権に関わる問題について国外、国内の人々が集まり、問題の現状について情報交換、共通の行動計画を設定することによって、各國での効果的な対応を促進する。
b) 基金が行っている研究会や事業に、海外から専門家を招聘してより広範な成果とネットワークを目指す。
c) 新しい分野や問題提起になる会議を国内、国際的に小規模に行い、準備する。

4. 内容：
a) 国際会議「人身売買 No.1」

アジアで最近10年間、一番問題とされていると同時に日本社会にアジアあるいは東欧諸国から連れて来られている外国人の女性の国際人身売買問題を国連 ESCAP と共にタイのバンコクで10月末、11月初旬を目処に開催する。二国間で効果的な政策を立てると同時にアジア地域レベルの最低基準を各國で（被害者のケア、罰則、国際協力等）合意することを目的とする。

b) 研究会や事業の中で必要な専門家を海外から講師として招聘し、研究会内外等で、講演を行い一般の啓発を促進する。同時にこの事業を通して基金の仕事、活動への理解の促進、女性NGO団体とのネットワークを深める。

c) 海外NGOとの意見交換を目的に、国際的NGOとの交流、ネットワーク作り、懇談会等を開催する。

5. 理由：
女性の人権に対する日本人の意識を高めることを目的に、アジアにおける問題についての解決策などを探る。
また、他の団体では不可能な政策決定を行っていく。

6. 効果： 報告書の作成、地方対策及び啓発活動への発展が期待出来る。

平成 10 年度事業計画書

1. 予算項目：事前防止事業費 ￥56,525,000

2. 事業名：調査研究事業 ￥15,519,000

3. 目的：過去から現代にいたる女性問題の実態・原因・対策等を究明するための調査研究を行い、その成果をまとめ刊行する。また、調査研究に伴って収集した資料を整備し、有効に活用できるようにする。

4. 内容：
1. 調査研究会の運営…資料委員会・武力紛争下の女性の人権研究会
2. 調査研究・報告書の作成
　・「慰安婦」問題関連史料の調査研究、「紀要」の刊行
　・現代の女性問題関連の調査研究、報告書の作成
3. 資料の収集・管理

5. 理由：現在に至ってもレイプや武力紛争下での強制妊娠、ドメスティックバイオレンスなど、女性に対する人権侵害が世界各地で起きている。過去に起きた女性に対する人権侵害問題を歴史の教訓とし、今日の女性問題解決の糸口をみつけるとともに、対策をたてる必要がある。

6. 効果：
1. 報告書の作成・出版によって、女性の人権問題に対する関心を高める。
2. 収集した情報や資料を利用しやすいように管理し、アジア女性基金の事業に役立てるとともに、広く一般の利用に供する。

平成 10 年度事業計画書

1、予算項目：被害者救済活動事業費 約 73,322,000

2、事業名：総合相談センター事業 約 8,850,000

3、目的：「女性への暴力・虐待」に関して総合的に対応するため、今後の事業展開を検討するとともに、総合相談に必要な情報を収集し、データを整備する。また、セルフヘルプグループ・司法・行政・立法・教育・医療・福祉関係機関など関連機関と協力し社会的な支援体制を確立する。

4、内容：1. 家庭問題情報センターへの委託を引き続き行う。

2. 総合相談のための準備

- ・事業展開を検討
- ・リファレンス用の資料・情報の収集
- ・関連機関を視察・調査

5、理由：現在のところ、暴力や虐待を受けた女性たちを総合的にサポートしていく社会的な支援体制が確立されていない。今後「女性への暴力・虐待」に関して総合的に対応できる相談機関をつくり、カウンセラーの養成、セルフヘルプグループの育成も行う必要がある。

6、効果：1. リファレンス用資料・情報の整備

2. 関連機関の調査結果報告書

3. ネットワークの確立

平成10年度事業計画書

1. 予算項目： 被害者救済活動事業費 ¥73,322,000

2. 事業名： メンタルケア技術開発事業 ¥6,939,000

3. 目的： 暴力や虐待による被害を受けた女性が、カウンセリングの場で、二次的な精神的外傷を受けることのないようにするとともに、本来の自分自身を肯定的に受けとめ、自らの大切さやかけがえのなさを信じ、自己決定、回復をサポートするプログラムを作成する。

4. 内容： ①カウンセラー・ケースワーカー・自助グループのメンバーを中心にした研究会を設定する。

②この研究会は女性への暴力・虐待に関する調査（フェミニスト・アクション・リサーチの手法を使う）及びサポートプログラムを作成する。

1998年度…調査報告書作成

1999年度…サポートプログラム作成

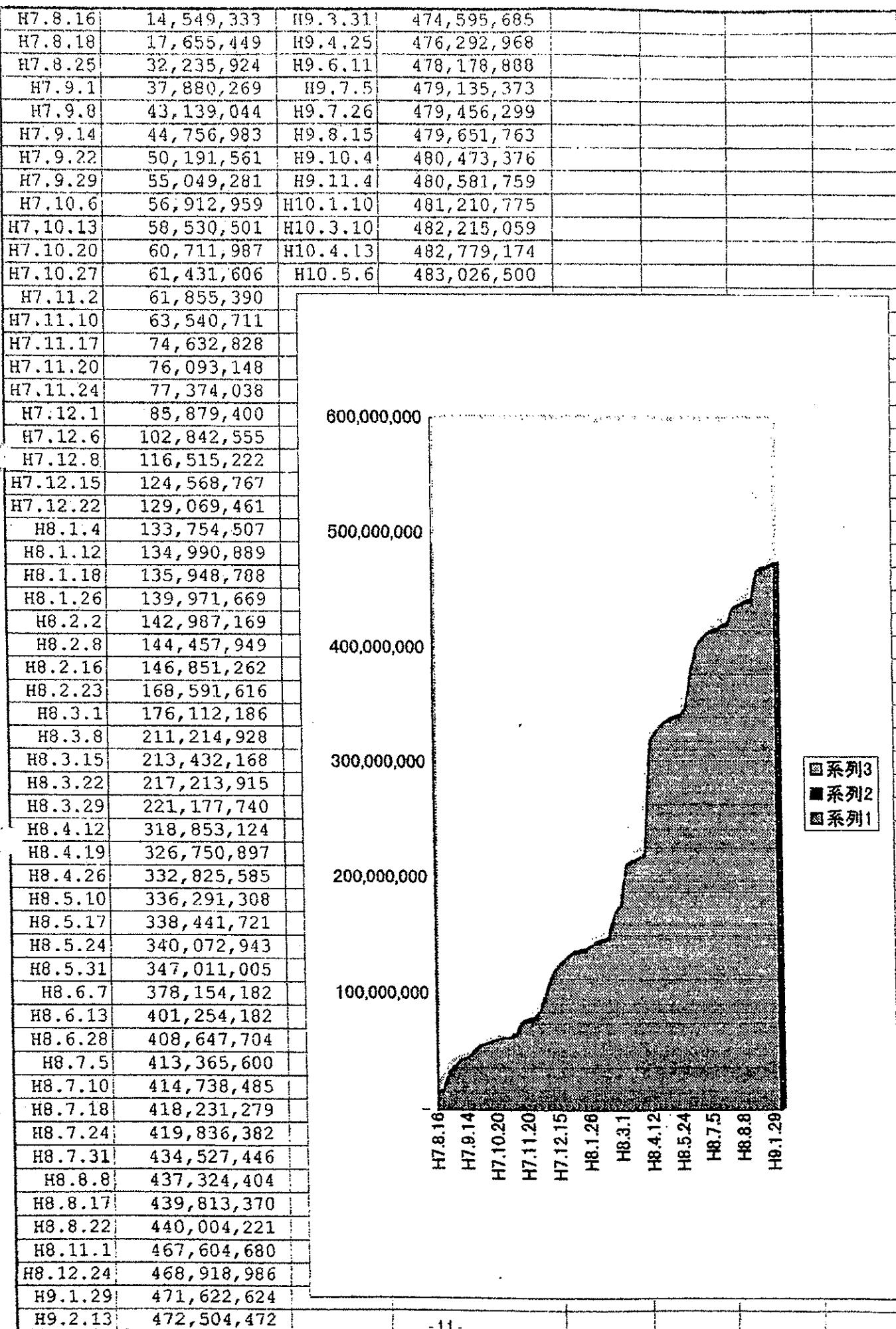
③当事者をサポートしていくために不可欠と考えられる情報を蓄積すると同時に、情報交換のできるネットワークをつくる。

5. 理由： 暴力・虐待により深い心の傷（トラウマ）を受けた女性たちの多くが、外傷後ストレス障害（PTSD）による様々な問題を抱えており、経済的・精神的自立が困難な状況にある。メンタルケアの重要性が認められるが、現在のところ、当事者の視点にたって、低料金で、援助プログラムを行っている機関が少ない。

6. 効果： ①フェミニズムの視点にたったメンタルケアの必要性を啓発し、メンタルケア技術を普及する。

②セルフヘルプグループや他機関と連携し、協力体制をつくる。

募金額



広告特集 企画・制作：毎日新聞社広報局

私が考える 今日的女性問題

政治家としての立場

女性としての立場

夫婦としての立場

母子としての立場

夫婦としての立場

あなたにどうぞお寄せ下さい 今日的女性問題

あなたが考える「今日的女性問題」は、2000年6月号にまとめてお届け下さい。ご意見は専門家の手にさせていただきます。また、お問い合わせあての専用封筒を提出して、次回の連載で紹介させていただきます。

加藤では、女性の、年齢、階級、地域（都道府県など）、職業（公務員、労働者など）を問わずして、問題を抱えていた方にには、2千円の謝金を支給します。対象で、住所（東京、神奈川、埼玉、千葉、東北、関西、中国、四国）を明記し、コメントを15字以内、本文を200字以内で下記に送り下さい。

問い合わせは、4月11日（土曜日）の掲載まで可能です。
電話番号：03-3683-9322 業務担当者：吉田 喜代子 每日新聞社
広報局「今日的女性問題」部へ。
たくさんの方のご意見をお待ちしています。

慣い事業も着実な進展

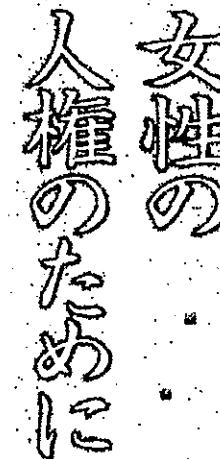
「東安協」にされた方々への慣い事業として、アジア女性基金は、これまで70人以上の方々に「慣い金」をお届けしています。
多くなる方からの慣い金を基にした慣い金、国民からのメッセージ、アジア女性基金理事長からの手紙
●日本国連理大臣として、心からのお詫びと反省の気持ちを表す手紙
●日本政府の資金を基にした医療・福祉支援事業

日本女性基金ではござります。

00180-3-71184 女性のためのアジア平和懇親会（アジア女性基金）

慣い事業の資料・講演

CDシングル「今日的女性問題」にされた方々への慣いのために
●小冊子「女性のためのアジア平和懇親会」
●女性のためのアジア平和懇親会（「医療」）講義文書集



女性のためのアジア平和懇親会（アジア女性基金）

〒107-0052 東京都港区赤坂17-12 赤坂アトラックス

電話番号：03-3683-9322 フックス：03-3683-9321

E-mail：asian@asian.or.jp

今日的女性問題への取り組み

女性への暴力や人権侵害など今日の女性問題に、アジア女性基金は積極的に取り組んでいます。女性たちが自由に一人の人間として立ち、自分の生き方を決め、その能力を発揮できる社会を作っていくための事業です。

- 女性が直面している問題についての懇親会講演会
- 女性の人権問題に取り組んでいる団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは女性に対する人権侵害についての調査と予防に関する調査・研究
- 被虐女性に対するカウンセリングなど

NGO 文部省疾患についての問い合わせ
電話：03-3683-9322 フックス：03-3683-9321
E-mail：asian@asian.or.jp

女性問題の調査・監視

- 「女性の人生とは」：国際会議「女性と日本問題」
- 「女性化子供たちの問題」：子どもの問題と女性問題への関係—子どもの育得的問題への影響の取り組み等の研究会
- 懇親会「いわゆる『医療』に対する女子高生の意識および背景問題の分析研究会」
- 「女性と子どもの人生質と環境問題の関係に関するマニア会議」研究会

改革・自立・社会進歩などについて

私が考える 今日本の女性問題

政治・意識改革・結婚・姓などについて――

公募組

家庭・育児・介護

日本女性は世界の母なる存在だ。母性の力は世界を救う力だ。

日本女性は世界の母なる存在だ。母性の力は世界を救う力だ。

日本女性は世界の母なる存在だ。母性の力は世界を救う力だ。

日本女性は世界の母なる存在だ。母性の力は世界を救う力だ。

日本女性は世界の母なる存在だ。母性の力は世界を救う力だ。

日本女性は世界の母なる存在だ。母性の力は世界を救う力だ。

日本女性は世界の母なる存在だ。母性の力は世界を救う力だ。

日本女性は世界の母なる存在だ。母性の力は世界を救う力だ。

日本女性は世界の母なる存在だ。母性の力は世界を救う力だ。

女性の人権のために

アジア女性基金では、「職安端」問題を背景として、今日、女性が直面している問題、女性に対する暴力あるいは人権侵害の問題に、積極的に取り組んでいます。

アジア女性基金では、慰安婦賠償金、「買春」、修復女性労働への賠償など、女性が直面する暴力や人権侵害の具体的な問題について課題を掲げています。

アジア女性基金では、女性が直面する問題についての調査、

「女性」に対する問題会議の実施は、ストックホルム「子ども買春」世界会議（90年）や北京女性会議（95年）の議論に基づきまとめられた現行国内両側の學術研究を進めています。吉野井には、研究者に対する勉強、研究者へのリハビリプログラム、研究交換、意見の交換などを通じて実行することを推進しています。

アジア女性基金では、女性が直面する問題についての調査、

研究を行います。昨年度は、「女性労働における女性の人権」と

「女性労働における女性の人権侵害の実態」についての研究、「家庭問題における女性の人権侵害の実態」

「夫、老人からの暴力を実施するための中国内因性」等の研究を行いました。

アジア女性基金では、「見えない問題」によって、家庭で、職場で、さらには社会で女性による問題や偏見的な慣習が押し付けられ

ているすべての女性が、自己の可能性を自由に発揮できる社会を

実現できるよう取り組みます。

儲かる事業も着実な進展

「販売端」にされた方々への儲かる事業として、アジア女性基金は、これまでに70人以上の方々に「貯金」をお届けしています。

元「販売端」の方々にお届けしているもの

- あなたがおなじみの商品を前にした頃から、因縁からのメッセージ、アジア女性基金からの手紙
- 日本平和開拓連絡大団結として、心からの声とびと改名の気持ちを致す手紙
- 下屋敷の新金子君にした贈り、誕生日手書き

政府と国民が協力して推進する

女性のためのアジア平和開拓連絡会議（アジア女性基金）

ASIAN WOMEN'S FUND 理事長：原 文氏

〒107-0052 東京都千代田区永田町2-17-12 永田アネックス

電話03-3563-8333 フax 03-3563-9437

ホームページ：<http://www.awf.jp> e-mail:dignity@awf.jp

今日的女性問題への取り組み

女性への暴力や人権侵害など今日の女性問題に、アジア女性基金は積極的に取り組んでいます。女性たちが自由に一人の人生として生じ、自分の生き方を決め、その能力を發揮する社会を作っていくための事業です。

NGO支援事業部

平成10年度のNGO支援事業を実施します。アジア女性基金では、国を代表するNGOや団体への資金を交付しています。支援の対象となる事業は、女性の基本的人権の保障に携わる事業、女性の育成につながる事業となる予定です。

女性に対する暴力や人権侵害の改善者への支援事業です。

●女性に対する暴力や人権侵害についての取り組み
電話03-3563-8322 フax 03-3563-9221 e-mail:dignity@awf.jp

記者会見用要旨 『援助交際』に対する女子高校生の意識と背景要因

1998年4月23日

研究代表者 福富 謙

目的：『援助交際』に対する女子高校生の意識や態度を規定する背景要因を分析する。

方法：首都圏50km内に在住する女子高校生（住民基本台帳から無作為に960名を二段抽出）
を対象に、調査員による訪問留置法で実施。回収率63%（拒否20%、会えず10%等）。
有効標本600。1997年10月実施。

属性：1年(185)2年(206)3年(209)、公立(307)私立(293)、普通(525)商業他(75)、共学(38
3)女子校(217)、15歳(61)16歳(199)17歳(213)18歳(127)

尺度：マスコミ鶴呑み、流行意識、強迫的購買意欲、金銭至上主義、賞賛獲得欲求、公的
自意識、私的自意識、自己充実感、自己認識欲求、自己存在感のなさ、ぬくもり希
求、ミーイズム（関心の狭さ・享楽主義・現在重視・将来無関心）、友人同調、友
人非干渉、自己開示、加齢不安、女子高校生ブランド、恋愛態度（肯定的態度・否
定的態度）、男女平等不満、男女平等関心、男女平等規範、親への愛情、非行規範、
精神的健康（身体的症状・不安と不眠・社会的活動障害・うつ状態）、『援助交
際』否定・不安、『援助交際』積極的許容。

結果：

①『援助交際』に対する抵抗感と経験

金品と引き換えにお茶やデートをする・・・抵抗感(他者)46%	(自分)64%	経験 4.8%
セックス以外の性的行為・・・	74% (自分)84%	2.3%
性交する・・・	83% (自分)88%	2.3%

「あなた以外の女子高校生」が「お茶やデート」の『援助交際』することに対する抵抗感
から「あなた自身」が「性交」を伴う『援助交際』することに対する抵抗感まで連続性が
見られた。これは、潜在的な予備軍が少なからず存在していることを示すものである。

②『援助交際』の環境的背景要因

家庭環境：親に対する愛情や信頼感が大きな要因となっている。特に干渉的な親や甘やか
す親の態度との関連が強い。家庭における親のしつけの態度と言えよう。

友人環境：『援助交際』に許容的であったり、経験している友人が周囲にいると抵抗感が
低くなる。友人に対する同調傾向、自己開示傾向を合わせて考えてみると、この結果は、
周囲の友人の影響がいかに大きいかを示している。

経済環境：「お金が欲しかったから」は直接的な理由づけになっているが、貧しさ故のもの
のというよりも、自分の持ち物や服等が「いい」ものかどうかという、周囲と比較した
「相対的貧困観」によるものと思われる。これに動機づけられて、高度消費社会の中で
購買に駆り立てられた女子高校生が、容易に高額の金品を獲得するための手段として、
『援助交際』に走るという図式が浮かび上がる。

学校環境：学校種別に見ると商業科に経験者が多い(20%)。『援助交際』に対して教師は
不安感を高めるものの、抵抗感を高めたり経験を抑える力になっていない。どのような
内容と姿勢で話し合うのかが問題で、単に話し合うだけでは抑止力にならない。

情報環境：各種移動体通信機器（携帯電話・P H S・ポケベル）の所持、マスコミ鶴呑み
傾向との関連が見られ、マスコミによる過剰な報道が『援助交際』に対する抵抗感を麻

痺させている様子が窺える。

③『援助交際』の心理的背景要因

現代青年の特徴の一つに、交友関係における「群れ志向」、その背景にある「個人志向」と「ミーイズム（私事主義）」が指摘されるが、『援助交際』の許容的態度とも無縁ではない。享楽主義、将来への無関心、私事の世界に閉じこもる、関心の狭さとの関連性が分析された。さらに、自己存在感の低さ、ぬくもり希求の高さ、自己充実感の低さ、賞賛獲得欲求、公的自意識、加齢不安、女子高校生ブランド意識とも関連している。時間的展望のなさ、若さへの過剰な執着、享楽的生活志向の生活態度が、『援助交際』に対する肯定的態度と強く結びついており、これらに自己充実感や自己存在感のなさが加わり、他者から認められようとして『援助交際』に向かわせるのだろうか。

④その他の背景要因

抵抗感の低いものや経験のあるものは、精神的健康尺度の不安・不眠傾向が強い。問題行動念慮、非行規範、性情報への接触（テレクラ、Q1、伝言ダイヤル）との関連も強い。さらに、特定の彼氏を有し、性的行動や性意識も特徴的である。性的被害経験とも関連が見られ、教師からセクシャルハラスメントを受けた経験も多い。

⑤男女平等意識と『援助交際』

『援助交際』に対する抵抗感・経験と関連がみられたのは、男女平等規範意識である。一方、男女平等（差別）不満や男女平等関心は、男女平等規範と有意な相関を示す。日常的な不満や関心に終わらせることがなく、いかに規範意識として内在化させるかが、今後の課題と言えよう。男女平等規範意識の背景要因として、「1ヶ月の小遣いの額」「親と女性の自立を話す」「友達と男女平等を話す」「痴漢等の性被害経験」が浮かび上がった。学校の授業やホームルームで「異性交際」や『援助交際』を話し合うことは、不満や関心に作用を及ぼすが、規範意識にまでは作用しない。

⑥今後への提言

『援助交際』は男女平等社会の実現に抗うものであり、男女の平等な関係に抵触する。身体的成熟を経た一人の女性として参画しようとする社会の中には、未だに不需要ないわれなき性別による束縛が多く存在している。『援助交際』に内包される最大の問題は、『援助交際』がこうしたいわれなき性別による束縛と結びついている点にある。『援助交際』を一掃しなければならない理由もある。そして、男女平等規範意識と『援助交際』に対する抵抗感・経験が有意に関連していたという今回の結果は、男女平等規範意識の確立が『援助交際』の一掃に有効であることを示している。しかし、女子高校生にこうした視点を確立させるためには、女子高校生の現状を嘆く前に、親を始め彼女たちにかかわる全ての大人が、自らの中にある男女平等の視点を吟味しなければならない。この点を疎かにすると、形を変えた第二・第三の『援助交際』現象の出現を許してしまいかねない。

注) クマラスワミの第4回報告書は、230パラグラフ、45頁の文書で、「慰安婦」に関する個所は2パラグラフ、0.5頁です。AWF言及部分は38パラグラフです。

E/CN.4./1998/54

パラ 38. 日本政府は、過去において“慰安婦”に対してなされた暴力に対処するためいくつかの歓迎すべき努力をした。日本政府及び歴代の首相は“慰安婦”に対して償いを表明し、謝罪をした。アジア女性基金と呼ばれる民間基金がひとりあたり200万円の寄付金を援助するために設立された。本報告書作成の時点で100人以上の被害者が基金に申請し、約50人が現実に受け取った。基金は“慰安婦”が存在するけれども文化的な理由で名乗りをあげられないいくつかの国において、高齢の女性を助けることを試みている。政府は AWF の医療、福祉事業のために7億円の独自の国家予算をつけた。さらに政府は、このようなことが将来くりかえされることを防ぐために、意識を向上させ、これらの悲劇を教科書に記載させるよう努力をした。しかしながら、日本政府は法的責任を認めていない。多分、日本政府は現在日本の裁判所に6件係属している裁判の判決を待っているのだろう。

(以上)

Japan: the case of Chong, a former 'comfort woman' during the Second World War

37. "One day in June, at the age of 13, I had to prepare lunch for my parents who were working in the field and so I went to the village well to fetch water. A Japanese soldier surprised me there and took me away . . . I was taken to the police station in a truck where I was raped by several policemen. When I shouted, they put socks in my mouth and continued to rape me. The head of the police station hit me on the left eye because I was crying. I lost eyesight in the left eye. After ten days or so I was taken to the Japanese army garrison . . . There were around 400 other Korean young girls with me and we had to serve over 5,000 Japanese soldiers as sex slaves every day. Each time I protested, they hit me or stuffed rags in my mouth. One held a matchstick to my private part until I obeyed him. My private parts were oozing with blood." 12/

38. The Government of Japan has made some welcome efforts at dealing with the problems of past violence to "comfort women". The Government of Japan and successive Japanese prime ministers have expressed remorse and have apologized to former "comfort women". A private fund called the Asian Women's Fund has been set up to assist individual victims with a grant of 2 million yen each. As of this writing, over 100 victims have applied to receive funds and about 50 would have actually received atonement money. The Fund also attempts to help elderly women in countries in which there exist former "comfort women", but where cultural restraints prevent women from coming forward. The Government has set aside 700 million yen from the national budget for medical and welfare projects of the Asian Women's Fund. It has also made a commitment to raise awareness and to include reference to these tragedies in textbooks so that such practices do not emerge in the future. However, the Government of Japan has not accepted legal responsibility. Perhaps it is waiting for decisions of the six court cases filed with Japanese courts.

平成10年4月27日

山口地裁下関支部の判決についてのコメント

「慰安婦」裁判の初めての判決と聞いているので、「慰安婦」問題に取り組んでいるアジア女性基金としては、当然関心をもっています。

すでに年老いた元「慰安婦」の方々に残された時間はありません。

アジア女性基金は、日本の道義的責任を果たすために設立され、すでに政府と国民の懐いの気持ちを元「慰安婦」の方々にお届けしています。

「慰安婦」にされた方々を始めとして、基金の事業を理解していただけるよう一層努力してまいりたいと思います。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金事務局

本件は、判決要旨として、いわゆる従軍慰安婦、あるいは朝鮮人女子労働挺身隊員であつた原告らが、帝国日本の侵略戦争と旧朝鮮に対する植民地支配によつて被つたとする被害につき、戦後補償の一環として、被告国に対し、国会及び国連総会における公式謝罪（以下「公式謝罪」という。）と損害賠償を求めた事案である。

二 1 原告らが請求の根拠として主張したのは、ほぼ次のような内容である。

「道義的国家たるべき義務」に基づく責任

力イロ宣言、ポツダム宣言、日本国憲法前文及び九条は、被告国に対し、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する謝罪と賠償を具体的な内容とする「道義的侵

2 謝罪と損害賠償を求める。

明治憲法二七条に基づく損失補償責任

3 立法不作為による国家賠償責任

明治憲法二七条においても、日本国憲法二九条と同様、生命、身体の自由に

4 対する損害補償の請求が可能であるから、原告らが被つた「特別の犠牲」につ

5 き、その損害補償を求める。

5 対立法不作為による国家賠償責任

明治憲法二七条の「道義的国家たるべき義務」に基づく責任

6 置に對絶対的責任

7 日本国憲法前文、九条、一四条、一七条、二九条、四〇条及び九八条二項を

8 対する戦後賠償ないし補償を行う立法義務を課していくことは明らかであるの

9 に、被告国議員は、戦後五〇年を経た今日まで違法に右立法をしないまま放

置に對絶対的責任

10 して、被告国議員は、被告の責任を終始否定したり、調査を全くさないままで

11 従軍慰安婦制度への国家の関与を否定し、また、永野元法務大臣も、「慰安婦

12 家は當時の公娼」と発言して右「道義的国家たるべき義務」に違反したから、國

13 裁判所の判断は、次のとおりである。

14 「道義的国家たるべき義務」に基づく責任について

15 原告らの論旨を追ついても、「道義的国家たるべき義務」の論証に成功

16 していふことは認められないし、端的に、日本国憲法が被告国に対し、現在の憲

17 法の上での義務として、過去の帝国日本の戦争と植民地支配の被害者に対する直接

18 の謝罪と賠償を命じてゐるかを検討しても、唯一の根拠となるべき憲法前文の

19 文言によると、右永野元法務大臣の発言により、慰安婦原告らの名譽が著しく侵害

20 されながら、國家賠償法により、これによる損害賠償を求める。

三 1 一般的に、国会がいついかなる立法をすべきか、あるいは立法をしないかの

2 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

3 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

4 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

5 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

6 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

7 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

8 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

9 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

10 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

11 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

12 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

13 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

14 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

15 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

16 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

17 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

18 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

19 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

20 はがれお判明治憲法二七条に基づく損失補償責任について

(一) 先行はできぬ。しかし、一般に、法の解釈原理として、賠償立法の義務を導き出すべき事実を検討すると、従軍慰安婦制度は、徹底した女性差別、民族の誇りを踏み壓迫するものである。日本国憲法第一三條の認められる根幹的価値に関わる基本的人権に及ぶる違法性がある。そのことのゆえに、日本国憲法制定前の出来事に基づくその後の保護義務を法益侵害者に課すには条理とするが、そのことに同憲法によると、現在の義務として賠償義務とされただとみられるが、そのことは、帝国日本と同一性ある国家である被告国は許さないよ。

慰安婦とされた女性に対し、法益侵害者に課すべき事実を検討すると、その苦しみを倍加させたが、合理的立法期間として認められたから、被告国は、右立法不作成為義務を負ふべきことである。されど、慰安婦の権利を保護するに、行政官房内閣外政審議室の調査報告書が提出され、当時の河野洋平内閣官房長官は、日本国憲法上の賠償義務がなかったから、慰安婦は、公式的謝罪の義務までではない。

（二）
「娘の命に過立長内閣配従さるを蒙れり、法益侵害者に課せらるる損害賠償請求権は、行政官房内閣外政審議室の調査報告書によれば、原告らの被つた被害と比較すると、その性質と程度に相違がない以上、原告らの被害を軽視するものではないが、同原告らの被害は、まだ現れていない」と認められていれば、原告らの被つた被害と直接の因果関係がある。しかし、原告らが結果的にだまされ、いために、右立法不作成為義務を負ふべきことである。

「娘の命に過立長内閣配従さるを蒙れり、法益侵害者に課せらるる損害賠償請求権は、行政官房内閣外政審議室の調査報告書によれば、原告らの被つた被害と直接の因果関係がある。しかし、原告らが結果的にだまされ、いために、右立法不作成為義務を負ふべきことである。

（三）
「娘の命に過立長内閣配従さるを蒙れり、法益侵害者に課せらるる損害賠償請求権は、行政官房内閣外政審議室の調査報告書によれば、原告らの被つた被害と直接の因果関係がある。しかし、原告らが結果的にだまされ、いために、右立法不作成為義務を負ふべきことである。

（四）
「娘の命に過立長内閣配従さるを蒙れり、法益侵害者に課せらるる損害賠償請求権は、行政官房内閣外政審議室の調査報告書によれば、原告らの被つた被害と直接の因果関係がある。しかし、原告らが結果的にだまされ、いために、右立法不作成為義務を負ふべきことである。

（五）
「娘の命に過立長内閣配従さるを蒙れり、法益侵害者に課せらるる損害賠償請求権は、行政官房内閣外政審議室の調査報告書によれば、原告らの被つた被害と直接の因果関係がある。しかし、原告らが結果的にだまされ、いために、右立法不作成為義務を負ふべきことである。

（六）
「娘の命に過立長内閣配従さるを蒙れり、法益侵害者に課せらるる損害賠償請求権は、行政官房内閣外政審議室の調査報告書によれば、原告らの被つた被害と直接の因果関係がある。しかし、原告らが結果的にだまされ、いために、右立法不作成為義務を負ふべきことである。

明治憲法二七条に基づく損失補償請求について
原告らは、帝国日本による戦争と植民地支配という国策に基づき、欺罔・
甘言なしし力づくで従軍慰安婦、あるいは女子勤労挺身隊員にさせられ、奴隸的労働に従事させられたことにより、その身体・精神に生涯癒えることの
ない傷を負い、労働力の多くを喪失し、家族からも離れ、生活維持に困窮する
ものも少なくない。人格権上あるいは財産権上多大な損害を被つたのであり、帝国日本
が積極的国策により原告らの人格権あるいは財産権が「公共の用」に供され
たものであり、このことは、人格権あるいは財産権の本質的内容を侵害ほど
の強度な損失であつて、「特別の犠牲」に当たるとしたうえで、原告らの被
害法二七条に基づき、被告に対し、損失補償の請求ができると主張する。
しかし、明治憲法は、遅くとも日本国憲法の施行によつて全面的に失効し
ており、経過規定による効力維持条項もない。

また仮に日本国憲法に反しない限度で明治憲法も有効であるとの立場
をとつたとしても、ただし、一般の法令についてはその旨の法律が制定され
たが、明治憲法自体に同様の効力を認めるることは不可能であろう。明治憲
法二七条一項は、日本臣民はその所有権を侵害されることなし。同一の同
二項において「公益の為必要なる处分は法律の定むる所に依る」と規定し、
公益のためにする所有權等の財産權の制限につき、一般的に補償を認めるべ
きものであるかに付いて明文規定を欠いていたところ、損失補償請求権は法
律上に特別の規定が置かれていない場合にのみ認められるものと一般に解されて
おり、明治憲法下の判例も一貫してそのように解してゐたのであり、明治憲
法の明文規定があつて初めて認められる制度であります。明治憲法二七条に基
づき、直接の損失補償請求権が発生すると解することは不可能である。

あつたことは明らかである。原告らは、明治憲法についても、当時の解釈によると、現時点では
正当な解釈を施した上でこれを適用すべきである旨主張するけれども、実質
的には日本国憲法の溯及適用を認めるに等しく、採用できる議論ではない。

そうすると、補償立法が存在しないことを前提とし、明治憲法二七条に基
づき、直接の損失補償請求権が発生すると解することは不可能である。
よつて、その余の点について判断するまでもなく、明治憲法二七条に基づ
く原告らの損失補償請求には理由がない。

立法不作為による国家賠償請求について

原告らは、日本国憲法前文、九条、一四条、一七条、二九条一項及び三項、
四〇条及び九八条二項の各規定を総合すれば、憲法解釈上、被告国会議員ら
に對し、帝國日本による侵略戦争及び植民地支配により被害を被つた個人へ
の戦後賠償ないし補償を行う立法を制定すべき義務が課されていることは明
らかであるにもかかわらず、同国会議員らは戦後五〇年を経た今日に至るま
でかかる立法をしないまま放置してきたのであるから、右の立法をなすべき
合理的期間を十分徒過している上、少なくともこのことにつき過失があつたた
とされるとして、予備的に、立法不作為に基づく国家賠償請求として、國家
を賠償法一条一項、四条、民法七二三条の適用により、公式謝罪及び損害賠償
を求めることができると主張する。

ところで、いわゆる立法不作為による国家賠償請求については、当事者双方
が援用する最高裁昭和六〇年一一月二一日第一小法廷判決（民集三九巻七
五一二頁）があり、同判決が法的判断の枠組みを規定するというべきと
ころである。

同判決には
国家賠償法一条一項は、公務員が個別の国民に対しても負担する職務上の
法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、國又は公共団体が
それを賠償する責めに任することを規定するものであるから、国会議員の立
法行為（立法不作為を含む。以下同じ。）が国家賠償法上違法となるかどう
かは、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対しても負う職務
の採用する議会制民主主義の下においては、議会は、國民の間に存す、

する多元的な意見及び諸々の利益を立法過程に公正に反映させ、議員の自由なる討論を通してこれらを調整し、究極的には多数決原理により統一的な意思を形成すべき役割を担うものであり、国会議員は、多様な国民の意図をくみつつ、國民全体の福祉の実現を目指して行動することが要請され、したがって、議会制民主主義が適正かつ効果的に機能することを期れることであるためにも、国会議員の立法過程における行動で、立法行為の内容に影響を与えるたることは、議員の立法行為の規範たるべき憲法に、これを政治的判断に任せ、その当否は終局的に国民党の自由な言論及び選舉による政治的評価にゆだねるのを相当とすることを期れることである。しかし、立 法行為の規範たるべき憲法に、これを政治的判断に任せ、その当否は終局的に国民党の自由な言論及び選舉による政治的評価にゆだねるのを相当とすることを期れることには、多様な見解があり得るのであって、國会議員は、これを立法過程においてさえ、その解釈につき国会議員の立法行為が、本質的に政治的なものであつて、その性質上法的規範には許されないものといわざるを得ないと論決した上、國会議員は、これを行ふのであるべき立 法行為を指定して具体的立法行為の適否を法的に評価するとともに、このように、國会議員の立法行為は、原則的には許されないものといわざるを得ないと論決した上、國会議員は、これを行ふのであるべき立 法行為を指定して具体的立法行為の適否を法的に評価するとともに、このように、國会議員の立法行為は、原則的には許されないものといわざるを得ないと論決した上、國会議員は、これを立法過程においてさえ、その解釈につき国会議員の立法行為の規範たるべき憲法に、これを政治的判断に任せ、その当否は終局的に国民党の自由な言論及び選舉による政治的評価にゆだねるのを相当とすることを期れることには、多様な見解があり得るのであって、國会議員は、これを立法過程においてさえ、その解釈につき国会議員の発言・表決行為は、立法行為の規範を負うものではないといふべきであるべきである。しかし、立 法行為の規範たるべき憲法に、これを政治的判断に任せ、その当否は終局的に国民党の自由な言論及び選舉による政治的評価にゆだねるのを相当とすることを期れることには、多様な見解があり得るのであって、國会議員は、これを立法過程においてさえ、その解釈につき国会議員の発言・表決行為は、立法行為の規範を負うものではないといふべきであるべきである。

(2) しかし、右結論部分における「例外的な場合」についてはやや見解を異にし、立法不作為に関する限り、これが日本国憲法秩序の根幹的価値に關する基本的人權の侵害をもたらしている場合にも、例外的に国家賠償法上認められる議員の立法過程における行動で、立法行為の内容にわたる実体的側面に關するものは、これを政治的判断に任せ、その当否は国民党の自由な言論及び選舉による政治的評価にゆだねるのが、相當であるとし、國会議員の立法行為の規範たるべき憲法に、本質的に政治的なもので、立法行為の内容にわたる実体的側面に關するものは、これを政治的判断に任せ、その当否は国民党の自由な言論及び選舉による政治的評価にゆだねるのを相当とすることを期れることには、多様な見解があり得るのであって、國会議員は、これを立法過程においてさえ、その解釈につき国会議員の立法行為の規範を負うものではないといふべきであるべきである。

しかし、右のようないわゆる免責特權をいう部分は、違法と責任とを峻別すならず、これらは議員の立法行為の内容にわたる実体的側面に關するものとおののの判示がある。しかし、右結論部分における「例外的な場合」についてはやや見解を異なる限り、國会議員は、原則として、個別の国民の権利に對応した上、國会議員の立法行為の内容にわたる実体的側面に關するものは、これを政治的判断に任せ、その当否は国民党の自由な言論及び選舉による政治的評価にゆだねるのが、相當であるとし、國会議員の立法行為の規範たるべき憲法に、本質的に政治的なもので、立法行為の内容にわたる実体的側面に關するものは、これを政治的判断に任せ、その当否は国民党の自由な言論及び選舉による政治的評価にゆだねるのを相当とすることを期れることには、多様な見解があり得るのであって、國会議員は、これを立法過程においてさえ、その解釈につき国会議員の立法行為の規範を負うものではないといふべきであるべきである。

(1) 連法大限かに化るともいえるのであって、その意味では、むしろ、立法不作為による裁判所の憲法上固有の権限と義務でもあつて、右人権侵害者が作為によつて生じたか、連憲の立法不作為によつて生じたかによつては、ない。ただ、立法権、司法権といふ統治作用によつて自ずとその憲法上の差異や、国会、裁判所といふ機構ないし能力上の差異においては、積極的連憲立法にについての是正権限は右根幹的価値に關するに對し、消極的連憲立法にについての是正権限は右人権侵害者以上にあつては、積極的連憲立法の是正についたるは、その連憲確認訴訟を認めることになることから、国家賠償法による賠償を認めることになると解されるのは、国家賠償法上連法と/orしては、その連憲確認訴訟を認めることになることとなるのは、國家賠償法による賠償を認めることとなることになることとなるのは、国家賠償法による賠償を認めることとなることは、は、ない。

連法と認める余地を広げる必要もある。されば、立法不作為を理由とする立法不作為による間題といふべきであつて、立法不作為の内情が憲法の一義的な文旨に違反しているにもかかわらず、國会がえて當該立法を行ふ。(行わなない)といふときの當該人権侵害の意味での當該人権侵害の場合、實にか單在が判決に於ける場合であつて(その場合に、實にか單在が判決に於ける場合であつて)、しかも、國会が立法の必要性を十分認められることでありますれば、立法課題としての明確な陳述にも、立法不作為による國家賠償法による連法と/orしては、その連憲確認訴訟を認めることになることは、は、ない。

おそれを放棄したなどの状況的要件、換言すれば、立法課題としての明確な陳述にも、立法不作為による國家賠償法による連法と/orしては、その連憲確認訴訟を認めることになることは、は、ない。

性と合理的是正期間の経過とがある場合とも、立法不作為による國家賠償法による連法と/orしては、その連憲確認訴訟を認めることになることは、は、ない。

そこで、以上の見地に立つて本件につき検討を加える。

(1) 懇安婦原告らが、いすれもその貧困のため、懇安所經營者と思われる人物の甘言に乗せられ、不任意に旧日本軍の関与する懇安所に連行されたこと、同原告らが披つた肉体的・精神的苦痛は極めて苛酷なものであります。しかし、懇安所の施設が生じる。然にして、長期間、懇安婦として旧日本軍人との性交を強要されたり、帰国後もその恥辱に苛まれ、今なお心身ともに癒すことのできないあれられること、同原告らが披つた肉体的・精神的苦痛は極めて苛酷なものであります。そして、この從軍懇安婦制度が、原告らの主張するとおり、徹底しませんが、現在においても克服すべき根源的人権問題であることもまた問題侵た

第九章 懇安所 使用規定 第昭和一三年三月、常州駐屯地内務規定、独立攻城砲兵第二大隊

単価 使用時間は一人一時間を限度とす

支那人 日本人
半島人
二円五〇〇銭

「女は誰て有者と思惟し防衛に關し万全を期すべし」
「營業者は酒肴茶菓の響應を禁す」
「營業者は特に許したる場所以外に外出するを禁す」

あり、「使用」限度時間である。酒肴茶菓の響應、接待もなく、ただごとく、もはや完（買）春ともいえない、單なる性交、單なる性的欲望の性交するだけの施設がここにあり、懇安婦とはその施設の必需の備付品である。

の判断と裁量により決すべき事項であつて司法裁判所の介入できるところではないから、そもそも請求の適格性すら問題である上に、少なくとも現時点においては、その必要が認められない。

(1)

女子勤労挺身隊について
「軍需工場の未熟練労働力として動員され、過酷な条件下に種々の辛酸をお嘗めたことは前記事実関係において認定したとおりであり、これが当時勤誘に際して同原告らの国民学校での担任教師らが故意に同原告らをよみたかといふとかなり疑問であり、むしろ証拠（証人杉山とみ）によれば、少くとも原告朴小得の担任教師であつた守屋については、同原告に善意で女子勤労挺身隊への入を勧誘したものと認められる。とともに、本件においては、朝鮮総理が各学校等にいかなる指示を出したか全証拠とともに、右勘誘が意図的・組織的なものであつたに留まることなく、結局、右勘誘を進めていたのかを問うては、専加同にだらに申告を出しても明らかでなく、結果、左勘誘が意図的・組織的なものであることを申告を出しても明らかでなく、結果、左勘誘が意図的・組織的なものであることを認めるには足りない。

(2)

婦原告らが、日本に行けば勉強もできる、金もできる、生け花も習えるとの勧誘にだまされ、いまだ幼くして帝國日本の軍需工場の未熟練労働力として動員され、過酷な条件下に種々の辛酸をお嘗めたことは前記事実関係において認定したとおりであり、これが当時勤誘に際して同原告らの国民学校での担任教師らが故意に同原告らをよみたかといふとかなり疑問であり、むしろ証拠（証人杉山とみ）によれば、少くとも原告朴小得の担任教師であつた守屋については、同原告に善意で女子勤労挺身隊への入を勧誘したものと認められる。とともに、本件においては、朝鮮総理が各学校等にいかなる指示を出したか全証拠とともに、右勘誘が意図的・組織的なものであつたに留まることなく、結局、右勘誘を進めていたのかを問うては、専加同にだらに申告を出しても明らかでなく、結果、左勘誘が意図的・組織的なものであることを認めるには足りない。

（3）
「挺身勤労契約」の債務不履行による損害賠償請求については、その債務がない。帝國日本との間に、両者の合意によつて、同原告らが女

要するに、挺身勤労原告らの被つた被害は、戦後賠償、戦後補償の一環としてとらえられるべき問題として、政務部門である立法府、行政府の裁量のもとにあり、同原告らの救済を目的とする特別法の制定が日本國憲法上義務づけられているときは認められない。然しこれをも視野に入れると、同原告らの当時の年齢を十分考慮して置することとまでは認められない重大な人権侵害をもたらしていることは認められない。

め日本に本地全民料視をしら国あるる。たがいに、挺身勤労原告らの被つた被害は、その性質と程度は、そのことは、甲七の二の次の安原告らは、これと密接不可分ともいふべき女性の性的尊厳を蹂躪するものである。もちろん、挺身勤労原告らが今なお被つてゐる差別と抑圧についでは、右韓國國民もまた、日本國民とともに克服しなければならない。されば、挺身勤労原告らは、その餘の点について判断するまでもなく、挺身勤労原告らの請求には理由がない。被つた被害は、立法不作為に基づく損害賠償として、慰安婦とされるものではあるが、先にみた同原告らの被つた被害を当時の帝國日本の戦地、被虐日民とて臣食絶性とな韓であせ被て被す誤りではない。されば、挺身勤労原告らは、帝國日本との間に、両者の合意によつて、同原告らが女

子勤労挺身隊に入隊し、その隊員として帝國日本の指示に従つて行動すると
の非典型契約たる「挺身勤労契約」が成立しており、かかる契約の内容として、
帝國日本には、同原告らに対し、生け花・裁縫・ミシン等を教え、また、
当然に、同原告らの就労中、工場への移動あるいは帰郷等の間の生命・身体
に対する安全配慮義務があるといふべきところに對し、帝國日本は、右の義務の履行
に対する支払を怠つたから、被告は、同原告らに對し、債務不履行に基づく損害賠償の履行
を求めることができると主張する。
 2 3
 1 2 3
 六
 (二) (一)
 不法行為による国家賠償請求
 (二) 被告政府高官のコメント、国会答弁等について
 原告らは、「道義的國家たるべき義務」の具体的な内容として、帝國日本
 の植民地支配等の違法行為について被告の法的責任を是認し、補償立法案本
 を作成提出したり、事実調査をしたりすることが憲法上要請されてきたに
 もかかわらず、被告は、その國家責任を終始否定し、從軍慰安婦についても、
 府高官による前記コメント、国会答弁等が右「道義的國家たるべき義務」
 に違反する違憲、違法なものであると主張する。
 しかししながら、「道義的國家たるべき義務」が十分に論証されたもので
 はない、採用できないこと、また、日本国憲法が軍國主義すなわち、原
 告らのいう侵略戦争と植民地支配の被害者個人に直接の謝罪と賠償を命原
 じる立法院を被告に課していけるとは解しがたいことは先に述べたとおりで
 あり、そうである以上、右立法案を作成提出したり、そのための事実調査を
 したがつて、原告ら指摘の被告に課せられているとは到底解することができ
 ない。したがつて、原告ら指摘の被告政府高官のコメント、国会答弁等に基
 づく国家賠償請求は理由がない。よつて、その余の点につき判断するまでもなく、原告らの前記主張に基
 づく国家賠償請求は理由がない。

(二) 永野元法務大臣の発言について
 平成六年（一九九四年）四月二八日、当時の永野元法務大臣が、法務大臣就任当日の個別インタビューにおいて、共同通信社所属の記者から「旧軍人として、従軍慰安婦問題を含め、日本の戦争責任をどう考えますか」と質問されたのに對し、「二〇世紀半ばに一流国が自分の意思を周囲に押しつけるという歴史認識は間違っていた。慰安婦は程度の差はあるが、米、英軍などでも同じようなことをやつている。日本だけが悪いと取り上げるのは酷だ。慰安婦は当時の公娼であつて、それを今の目から女性蔑視とか、韓国人差別とかは言えない」との趣旨の發言をしたこと、そして右の發言が同年五月四日及び五日の新聞朝刊で報道されたことは、当事者間に争いがない。

原告らは、永野元法務大臣の右發言によつて、原告らの名譽ないし人格的価値が著しく侵害されたとして、被告に対し、国家賠償法一条一項による損害賠償の支払を求める。

(三) ところで、名譽とは、民事法上、純粹な内心的情感や主觀的評価ではなく、人がその品性、德性、名声、信用等の人格的価値について社会から受けたる外形的な事実開拓的な客觀的評価すなわち、社会的名譽を指し、かかつ、このようないくつかの品性、德性、名声、信用等の人格的価値ではなく、保護されるべきものと解されるから、言論により他人の名譽を侵害したといえるためには、その言論自体がある特定の個人（法人等）を含むこととする。このようにして、その個人の社会的評価を低下させるに足りる具体的な事実的内容を含んでいいか、あるいは、その言論のなされた状況からしてこれが明らかである必要がある。そこで、これを本件についてみるに、永野元法務大臣は、前記のとおり、共同通信社所属の記者からの質問に答えて、「慰安婦は程度の差はあるが、米、英軍などでも同じようなことをやつている。日本だけが悪いと取り上げるのは酷だ。慰安婦は当時の公娼であつて、それを今の目から女性蔑視とか、韓国人差別とかは言えない」との趣旨の発言をしたというのである。そこで、これが明らかである。しかし、その発言をしたときに過ぎないことが明らかである。もとに、その評価にかかるものであり、しかも、その発言状況からしても、これが一般的論調としての意見を述べたに過ぎないことが明らかである。もしも反して、その内容は、あくまで従軍慰安婦についての歴史的、制度的認識ととて、その評価にかかるものであり、しかも、その発言状況からしても、これが一般的論調としての意見を述べたに過ぎないことが明らかである。もしも反して、その妥当性にかなりの疑問があるにしても、右発言が、その内閣官房内閣外政審議室の調査報告書や官房長官談話にあつては、そのゆえに同時に、本訴における被告代表者たる地位にある人物の発言をされたり、まして本訴慰安婦原告らを指してなされたりした発言ではないことは明らかといふべきである。

よつて、原告らの本訴請求は、慰安婦原告ら（原告河順女、同朴順理、同李順徳）が各金三〇万円及びこれに対する不法行為成立の日である平成八年九月一日から支払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において理由があるから認容し、その余の点について判断するまでもなく、原告らの國家賠償請求には理由がない。

（四）被告柳賛伊、同朴小得、同朴順福、同李英善、同姜容珠、同鄭水蓮、同原松山口地方法院第一審裁判所下関支部第一部

第四 結論

裁判長裁判官　近　下　秀　明

■アジア女性基金償いの事業

【取扱注意】

1998年5月19日現在

国・地域	申請・実施期間	当該政府方針/当地内措置	認定・確認/人数	要件/書類	医療・福祉支援事業	司法・裁判	問題	関係団体
フィリピン	1996.8.14～ 2001.8.13	・タスクフォース（外務省北東アジア課を中心に） ・司法省（DOJ）—認定 ・社会福祉開発省(DSWD)—医療・福祉支援事業	・司法省—(43人)	・申請書 ・司法省からの認定通知書	社会福祉開発省 MOU (1997.1.15)	・結婚		・リラ・ビリビーナ ・マラヤ・ロラズ
韓国	1997.1.11～ 2002.1.10	・外交部 ・保健福祉部 ・元「慰安婦」生活安定支援金（月50万w）+生活保護、老齢手当（計月70万w前後）/ APT永久貸 ・挺対協募金250万+300万w	・認定・政府・審議委員会 —152人 登録186人、死亡34人、生存152人（海外2人） ・保健福祉部長官発行「生活安定支援金対象者決定通知書」	・申請書 ・決定通知書写し ・住民登録証写し ・医療・福祉支援事業申請書	基金	・調査裁判で賠償、慰労料判決(4.27)	・韓国政府支援金支給で「基金受け取らない覚書」 条件(5.7)—政府と団体が「民族の自尊心」で被害者を拘束	・韓國挺身隊問題対策協議会 ・韓国太平洋戦争犠牲者遺族会
台湾	1997.5.2～ 2002.5.1	・外交部 ・「賠償立替」 ・月1.5万元（7万円） ・当局立替金（50万元・200万元） ・婦援会から競売収益金50万元	・当局から認定委託 婦援会（台北市婦女救援福利事業基金会）—45人	・申請書 ・婦援会からの振込通知	基金 萬國法律事務所（窓口）			・婦援会（台北市婦女救援福利事業基金会） ・基金の窓口-萬國法律事務所

実施人數合計70人以上
(申請100人以上)

(事業支援)

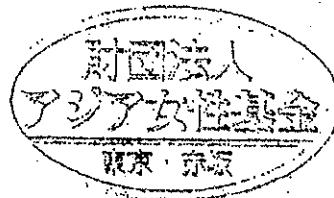
インドネシア	1997～ 10年間	個人認定なし データがない	・現状では、事業への支援（供与）とする 社会省・高齢者社会福祉事業 MOU (1997.3.25) —10年で38,000万円 98.1最初の施設開所	・基金は「個人への償い」を基本としている、との付帯意見をつけて 「事業案」を承認した経緯がある→「現状では」の趣旨	
オランダ		個人認定なし 「解決すみ」			JES（対日道義的債務基金）と協議中

*中国、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、マレーシア…今後

1998年5月19日 アジア女性基金事務局

平成 10 年 4 月 21 日

韓国政府の決定について



本日 4 月 21 日、韓国政府は「慰安婦」にされた方々に対し、3,800 万ウォン の支援金を支給することを國務會議で決定した。アジア女性基金としては、これが苦しみの中にあるハルモニたちの苦痛を和らげるものとなるならば、喜ばしいと考える。

しかし、このたびの措置が、もしもアジア女性基金からの受け取りを妨げるという意味合いをもつのであれば、それは日韓両国民の和解と友好のために不幸な事態であると言わざるを得ない。

アジア女性基金は、「慰安婦」にされた方々に対する日本政府のおわびと反省の表明に立脚し、国民的な償いの事業をすすめてきた。その際、韓国においても、基金事業の受け取りを表明されたハルモニたちのご意思を尊重して、すでに事業を実施している。

したがって、アジア女性基金は、このたびの韓国政府の決定で、基金事業を受け取られたハルモニたちがどのような立場にたたされるのか、どのように処遇されるのか、重大な関心をもって注視する。

アジア女性基金としては、韓国政府がこのたびの支援金支給の過程において、苦しんできたハルモニに対する韓国政府の配慮とアジア女性基金を通じて表明された日本国民の償いの意思を、ともに生かす道を見いだしてくださるように切に願うものである。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

韓国政府の支援金支給にあたって

本日 5月 7日、韓国政府は、「慰安婦」にされた方々に対して、各自につき 3800 万ウォンの支援金支給を開始しました。

アジア女性基金は、「総理の手紙」に表現されているように、「慰安婦」にされた方々に対する「道義的責任を痛感」した日本政府のおわびと反省に基づいて、政府と国民の協力のもとで、「償い金」の支給と政府資金による医療福祉支援事業を行ってきました。「償い金」は日本の軍隊の関与によって心身に癒しがたい傷を負わされたハルモニたちへの国民の償いの気持ちを表すものとしてお届けしております。

私たちは、このたびの韓国政府の支援金支給がすべてのハルモニたちの生活の改善に役立つものであれば、これを歓迎いたします。

しかしながら、今回の措置については、アジア女性基金として、以下のような憂慮と懸念を持っており、韓国政府及び関係者の善処をあらためてお願ひいたします。

(1) 報道によれば、アジア女性基金の事業を最初に受け止められた 7名のハルモニたちは、基金事業を返還しない限り、韓国政府の支援金支給対象からはずされることが明らかとなりました。これは大きな衝撃を私たちに与えました。

日本政府と国民のおわびと償いの気持ちを受け止め、基金事業を受け入れられた最初の 7 名のハルモニたちはこれまでも民間団体から故のない差別と非難にさらされてきましたが、ここにおいて韓国政府の支援金支給にあたって特別の条件が付されたことは、韓国政府からも差別待遇を受け、日韓の狭間で解決不能な苦しみの中に突き落とされることになります。これはまことに遺憾なことであると言わざるをえません。

(2) また、韓国政府からの支援金支給にあたって、ハルモニたちにアジア女性基金を今後受け取らないとの誓約書を書かせるとのことではあります、それはハルモニたちにアジア女性基金を受け取るなど国家が強制するにひとしく、人権の新たな侵害にならないでしょうか。もしもそのようなことがなされるのであるなら、このたびの措置は、韓国政府がアジア女性基金の事業を否定するものと考えざるをえず、アジア女性基金としては、韓国政府からその根拠について正式な説明をうかがいたいと思います。



(3) アジア女性基金の事業は、日本政府と国民が協力して、道義的な責任の意識から実施しているものであり、その提案が最終的な国家補償要求からすれば不十分ではあるとしても、日本政府と国民からのお詫びと償いの気持ちとして、この事業を受け止めようとした決断したハルモニたちに実施するものであります。今年1月の新聞広告以後、新たに連絡される方々に対しても、基金は事業を広く実施出来る体制に入っています。ハルモニたちのお考えからすれば、このたびの韓国政府の支援金支給とアジア女性基金の事業実施とは矛盾するものではなく、並行して行えるものであり、かつ並行して行うことがもっとも現実的で、矛盾や苦しみのない行き方だということができます。韓国政府の支援金支給をアジア女性基金の事業と対立的に実施することは、不必要で不当な苦しみをハルモニたちにもたらす結果となります。

(4) これからでも遅くはありません。私たちは、金大中大統領の英断により、ハルモニご本人の意思を尊重するという原則にたって、韓国政府の配慮と日本国民の償いの意志を共に生かす道を見いだしてくださいるように、今一度お願いするものであります。

1998年5月7日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原文兵衛



(仮訳)

生存する元軍隊慰安婦被害者に対する
支援金支給に際しての韓国外交通商部スポーツマン声明

1. 日帝時代（ママ）、旧日本軍により表現することの出来ない苦痛と試練を被り、余生が幾ばくもない元軍隊慰安婦（ママ）被害者達は、現在も心身の苦痛により不幸な生活を送っている。
2. 政府は、このような事実を重視し、自ら被害者達の苦痛を和らげるために、彼ら各々に対し支援金 3,150 万ウォンを支給することを決定した。また、この支援金と共に、昨年二度に亘って行われた民間の募金額 650 万ウォンも支給される。
3. 日本は過去に行った反人道的な行為に対し心から反省し謝らなければならぬ。
4. 日本が過去の歴史を正しく認識し、謙虚な姿勢で反省してこそ、日韓両国が眞の善隣友好関係を発展させることが出来るという点を我々は再度強調するものである。

4月21日
国務會議
声明

1998年4月21日(火) 11:00

国務会議の結果

日帝下(ママ)日本軍隊慰安婦被害者に対する支援経費 49億1700万ウォンを1998年度一般会計予備費から支出することを議決した。

外交通商部、保健福祉部など関係部署の合意がなされたが、被害者が我々政府の支援金を受け取り、日本の女性のためのアジア平和国民基金を受けるという事態が発生しないように、必要な処置を整えることに決定した。

金大統領：国民の政府は、はじめから政府の最高論議議決機関として国務会議を活性化し、国政のあらゆることを国務議員たちが討論し決定執行することを明らかにしてきた。しかし、国務会議の活発な討論、論議決定に対し、あたかも政府の態度が混乱し、まごついていて、一貫性がないかのように受け取られているのは残念なことである。国政を過去のように、画一的に大統領の指示によって動かそうとするのは望ましくない。活発に論議、討論して決定することが、国務会議の原則であり、憲法に保証された国務会議の権限でもある。今後、国務会議は国政について活発に討論し、調整されていくだろう。特に、慰安婦問題に関して国務会議で討論し、調整し、また関係者らと協議してきた国務会議が決議したことは、本当に誇らしいことだと思われる。

名乗り出た方々の苦労に報い、いつこの世を去るかどうかわからない被害者の方々に慰安を与えるために支援金を支給することは、政府がよい決断をしたと評価する。ただし、これが日本に対する歴史的、道義的責任を問い合わせ、謝罪を要求することを放棄するものではない。しかしながら、日本が自発的に反省し謝れば、賠償するときには、我々は苦労したハルモニたちにその賠償金をさらに差し上げるのが原則である。また、挺身隊ハルモニやNGOが日本政府に賠償を要求し続けることは政府は介入しないつもりである。こうしたことは、はっきりと整理されなければならないことである。よって、国務会議はどんな案件をもってしても活発に討論し、同意もでき、否決することもできなければならない。

歴代政権ができなかったことを我々は行っている。挺身隊ハルモニたちにとつても一人当たり3,800万ウォン程度の支援金は大きな額になり得る。この金額を支援することで、ハルモニたちの苦労に対し報い、助けとなることを願う。日本とどのように処理するのか、挺身隊ハルモニや民間団体でどのようにしていくのか、また先般の国務会議で論議したことについて我々は当事者たちと論議した。当事者たちと論議するために、また討論を続けるために留保だったのであった。しかし、今や整理し議決した。今回の国務会議を慎重にかつ活気に満

ちて運営する契機となったということについて、大きな意義を見いだすものである。

以下、「労働組合及び労働関係調整法施行令中、改正命令案が決議されたこと」や、「産業支援部長官が 1998 年度中小企業製品購買改革企画案」等について述べている。

金大中大統領 「歴史的、道義的責任を放棄するものではない」

(ソウル=聯合 4月21日 10時43分) 金大中大統領は、21日、日帝下(ママ)軍隊慰安婦被害者に対する政府の支援金支給決定について、「政府がいつこの世を去るかもしれない被害者の方々に、慰安を与えるために支援金を支給することにしたのはよい決定」とし、「ただし、これで日本に対する歴史的、道義的責任を問い合わせ、謝罪を要求することを放棄するものではない。」旨明らかにした。

金大統領は、この日午前、青瓦台における国務会議を主催した席でこのように強調しながら、「民間団体が日本政府に賠償を要求し続けることに対して、政府は介入しないつもり。」との旨明らかにしたと朴智元青瓦台スポークスマンが伝えた。

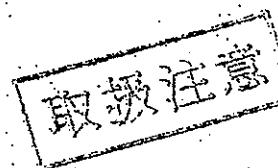
金大統領はまた「日本が自発的に反省し、謝り、賠償するときには、我々は苦労した方々にその賠償金をさらに差し上げるのが原則。」と語り、日本政府が賠償金を支給する場合、我々政府の支援金を回収せず、賠償金を追加配分するという意を加えた。

朴スポーツマンは、国務会議が終了した後、外交通商部及び保健福祉部など関係部署は、協議を通じて、生存する軍慰安婦らが政府の支援金を受けても、日本の「アジア女性基金」から金銭を受け取る事態が発生しないように必要な措置をとることにした旨明らかにした。(終)

日軍慰安婦 支援金を差し上げる行事

○日時: 1998. 5. 7(木) 11:30
○場所: 保健福祉部 大会議室

保健福祉部長官



取扱注意

ハルモニの皆様、そしてハルモニたちのために常に尽くしてくださっている韓国挺身隊問題対策協議会関係者、第一線の公務員、さらに後援者の皆様方が一つの席にお集まりくださいました。

本日は、特別な日であるため、ハルモニの皆様全員が集まることはできませんが、市・道を代表される方々だけでもお招きし、本日を記憶する日として席を設けようと、わざわざ御来訪いただきました。

我がハルモニたちは、日帝(ママ)下でどの誰よりも大きな被害を受けられた方々であられます。口にするのが困難な苦痛を経て、誰にその苦しい事情を訴えることも一度として思う通りにはないまま一生涯を生きてこられたものと存じています。これは民族的な痛みであり、時代的な痛みともいえます。

これまで政府はハルモニたちの困難な立場を十分に察することができませんでした。しかし、幸いなことは、去る93年からハルモニたちのための生活安定支援法をつくり支援金を差し上げができるようになり、医療の恩恵と賃貸住宅入居が可能になるようになりました。しかしながら、これは年老い心身の具合が悪いハルモニたちの生活に十分にお役に立つことはできなかったと思います。

この問題には政府も当然最善を尽くし努力してきましたが、これに先立ち日本政府が過去を反省し、お詫び(原文:謝過)することこそがふさわしいものがありました。しかし、むしろ、日本政府は「民間基金」をつくり、ハルモニたちを誘惑することで憤怒を買っているのが事実です。

皆様もよくご存知のように、我が国は現在、IMF経済難で国家財政が非常に難しい状況にありますが、この金額がたとえ満足のいくものとはならなくとも、最善を尽くしたものであることをご理解くださるようお願い申し上げます。

今日は我々の自尊心を再確認する日です。ハルモニたちの自尊心が崩れないように我々政府も最善を尽くしていることをお見せする日です。今後、政府はハルモニたちの余生が安らかものとなりますよう、全ての国民と共に力を合わせ努力致します。

これまでご苦労なさったハルモニたちと「挺身隊」関係者、最前線に立つ公務員の皆様のご労苦に深い感謝と称賛を捧げます。

どうかご健康で、長く長くお元気でいらっしゃいますことをお祈り申し上げます。

ありがとうございました。

取扱注意

1998. 5. 7

保健福祉部長官 金慕姪(キム・モイム)

主
要
事
件

区分	報道資料	資料配布日	5月6日	枚数	総2枚
		報道日時	5月8日	朝刊から報道するようにお願いします。	
担当部署	女性福祉課	課長 事務官	朴壽天 徐淳甲	Tel 503-7580 Tel 500-3069	

日本軍慰安婦 政府支援金 支給

- 保健福祉部は98.5.7 11:30福祉部大会議室において慰安婦ハルモニ代表15名に対する政府支援金支給の行事を設ける一方、それ以外のハルモニにも政府支援金を個人的に支給した。
- 政府支援金は一般会計予備費49億ウォンから一人当たり3,150万ウォンずつ支給され、支援金支給に先立ちハルモニたちが日本の民間基金を受け取らないという覚書も個別に請求した。
一日本の民間基金を受け取ったものと推定されるハルモニには支援金支給を保留し、最終確認を経て支給の可否を決定する予定である。
- 支援金支給はハルモニたちの希望を調査し、一時払い・分割支払い・預金利子支払い方式等、多様な方法を選ぶことで支援金が無駄に流用されることがないようとする方針である。
- また、去る1月に「挺対協」主幹で募金した国民誠金も一人当たり300万ウォンずつ届けられた(日本の民間基金受領者には未支給)。
- 一方、カンボジアに居住していた「フン」ハルモニが去る5月1日永住帰国したことについてこの席に参席し、慰安婦登録通知書を受け取り、今回の政府支援金等生活安定支援金も渡された。
- 慰安婦ハルモニたちに対しては、今回の支援金以外に生活の安定のために、
一最初の登録時、一時金500万ウォンと毎月50万ウォンを支給しており、
一生活保護法による生計費(月162千ウォン)と老齢手当(月3.5万~5万ウォン)
一医療保護法による医療保護、永住賃貸アパートについての優先入住等を支援している。

日軍慰安婦 登録現況

('98.5.4現在)

登録	死亡	生存	備考
186	34	152	海外居住:2

戦後補償実現！FAX速報 No.216.98.4.26.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 資 E-mail cfryt@aol.com

◆韓国政府「慰安婦」被害者に支援金支給。日本に謝罪求め、自発的賠償促す立場明確に

4月21日韓国の国務会議（閣議）は、元「慰安婦」152人に支援金（1人当たり政府提出分3150万ウォン、民間募金分 650万ウォンと合わせて総額3800万ウォン＝約360万円、本紙213.215号既報）を贈ることを最終的に決定した。同時に外交通商省が発表した4項目の声明では、「日本政府は第2次大戦中に日本軍によって行われた非人道的行為に対し、深い悔恨（原文=deep regrets）を示し、その上で謝罪(apology)を行なうべきである。眞の未来志向の互助的な韓日関係は、日本が正しく過去の歴史を認識し、その行為を深く後悔して対応した時にのみ達成できる」と述べ、日本政府の自発的賠償を促した内容となっている。金大中大統領も引き続き日本の政治責任を追及する立場を表明している。各国の被害者と関係団体は、これを歓迎し、一層強く日本政府に被害者への国家補償を求めていく意向を明らかにしている。（4/21報外 ICR'98）

◆第5回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議報告集会開催。100人以上が参加

15日から17日までソウルで開かれた第5回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議の報告集会が20日東京ウィメンズ・プラザで開催され、100人以上が参加した。韓国挺対協の金允玉共同代表、池銀姫企画委員長、王清峰台北市婦女救援社会福利事業基金会元理事長、ネリヤ・サンチョLILA PILIPINA 共同代表らが連帯会議と各団の近況について報告した。金允玉共同代表らは「韓国政府の支援金支給で“国民基金”的意味がなくなった。日本政府に国家補償を求める本格的な段階に入った」と強調、国家補償実現のための協力を訴えた。（4/21報外）

◆韓・台・比・日の議員が参加し「慰安婦」問題国際フォーラム開催。日本政府に要請も

21日夜、東京の弁護士会館で“「慰安婦」問題の早期解決を求める国際フォーラム”が開催され、韓国の李美熙、李富榮議員、台湾の高恵宇、施明德立法委員、フィリピンのボニファシオ・ギレゴ下院議員、日本側から石井鉢基衆院議員、円より子参院議員、田中甲衆院議員代理秘書、土屋公猷「慰安婦」問題の立法解決を求める会会長（前日弁連会長）、前田朗東京造形大学助教授、幣原廣日弁連人権擁護委員らが出席して、報告と意見交換が行われた。ジュネーブの国連人権委員会の報告、日弁連報告・報告の紹介の後、この問題解決のために行われてきた各団の立法府での取り組みと見解が紹介・報告され、問題解決に向けて日本政府を動かすために日本の国会議員のイニシアティブが重要であることが指摘された。フォーラムに先立って外国人記者クラブで会見が行われ、会見のもうようは韓国、台湾のTVや新聞などでも報じられた。22日午前中も非公開で討論を継続し、日本政府と国会あての要請書を採択、午後衆院議員会館で行われた懇談会などの席上で、日本の国会議員と外務省アジア局地域政策課長らに手渡された。要請書は、①日本政府が法的

責任を負うことを明らかにし、②公式謝罪、③個人賠償、④真相究明・全資料開示・責任者の明確化、⑤加害の歴史教育の充実、⑥必要な立法、などを求めている。(4/22・23期)

◆齊藤駐米大使「ザ・レイブ・オブ・南京」に不快感。元英兵士ら天皇訪英時に抗議計画

齊藤駐米大使は21日日本人記者との会見で、米国で話題を集めている「ザ・レイブ・オブ・ナンキン」(様212期)に「非常に不正確な記述や一方的な見解が多い」と不快感を表明した。また米下院で6月に予定されている「慰安婦」展に関しても「一方的に日本に対する非難にならないよう、正確を期してほしい」と注文をつけた。(4/22期・外)一方、来月下旬に予定されている天皇の訪英時に、元捕虜だった英国人元兵士らの組織「日本軍強制収容所生存者の会」は抗議行動を行うと発表。各種行事への一般招待客にもボイコットを呼びかけている。(4/22期)

◆都平和祈念館建設委員会が2案を提示。平和運動センターは都議会決議反対申入れ

都平和祈念館建設委員会(座長=下山瑛二元都立大学長)は20日、同委展示部会(部会長=櫻庭孝典杏林大教授)が提示した2通りの展示案を検討。内容は自由主義史観派の批判を受けて当初案より後退、「軍事都市東京」の言葉も消えているため批判が相次いだ。一方、東京平和運動センター(代表幹事=菅谷八重子)は22日檜垣副知事に3月定例都議会で予算案に付託された決議について、「付託決議が歴史観をねじ曲げる。祈念館は不戦の誓いを発信する平和資料館のはず」と反対を申入れた。申入れには、東京労組会議、自治労、全連、社民党都連の幹部も同行し、計画通りの早期建設を要望した。(4/23期)

◆横浜教科書訴訟、「検定意見一部違法」と判断。国に20万円賠償命令

22日横浜地裁は高校現代社会の教科書執筆に際し、文部省が検定意見で修正を強要、執筆を断念させられたのは表現の自由の侵害であるとして高橋伸欣琉球大教授が国を相手どつて損害賠償を求めた「横浜教科書訴訟」の判決を下し、検定制度については「合意」としたもの、検定意見の一部に裁量権の逸脱、乱用があったと違法性を認め、国に20万円の賠償を命じた。(4/22期・外)

◆注目の「慰安婦」裁判最初の判決。閔釜裁判、あす判決

27日11:30~山口地裁下関支部で閔釜裁判の判決が下される。「慰安婦」・挺身隊関連最初の判決で内外の注目を集めている。すでに地元の各紙は、判決を迎える同裁判の紹介記事を掲載、判決の意義などを報じている。連絡先=閔釜裁判支援する会 092-713-1879。東京では5月13日(水)19:00~シニアワーク東京(第一セミナー室)で、弁護団の山本晴太弁護士を招いて報告集会を開く予定(主催=戦後補償ネットワーク)。

■<追加案内>報告講演会「慰安婦」問題と国際刑事裁判所 (*下線部追加)

5月2日(土)14:00~東京ボランティアセンター学習室(飯田橋・セントラルプラザ10F)、報告=クリスティーナ・ゲイツさん+チケッティ・タニザキさん(ニューヨークで開かれた国際刑事裁判所準備委員会にゲイツさんと一緒に出席、報告書を作成)参加費=千円(通訳付)、*先着40人、連絡先=ICR'98+日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会 03-3237-0217、fax 03-3237-0287。

■<案内>「もうひとつの歴史」の基礎知識シリーズ【第1回】

5月9日(土)18:00~東京ウィメンズ・プラザ(第1会議室B)、「戦争・戦後補償を知るための法知識入門」、資料代=300円、主催=「もうひとつの歴史館・松代」建設実行委員会千葉事務局 & 043-276-0715

戦後補償実現！FAX速報 No.217.98.5.2.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■FAX:03(3237)0287 ■受信料：月額1000円（切手可） ■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 口E-mail cfrtyo@aol.com

■FAX:03(3237)0217 ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

◆閑金裁判判決、立法不作為を厳しく批判。立法の遅れに対し1人30万円の賠償命じる
4月27日初めての元「慰安婦」に対する判決が山口地裁下関支部で下された。「慰安婦」・挺身隊の原告の被害事実を全面的に認定し、「従軍慰安婦制度が、徹底した女性差別、民族差別思想の現れであり、女性の人格の尊厳を根底から侵し、民族の誇りを踏みにじるものであって、しかも、決して過去の問題ではなく、現在においても克服すべき根源的人権問題である」と判断。「婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約(1921)や強制労働に関する条約(1930)違反の疑いが強い」ばかりか、「20世紀半ばの文明水準に照らしても、極めて反人道的かつ醜悪な行為であった」とし、「その後の人生までをも変え」「大戦終了後もなお屈辱の半生を余儀なくさせた」と断じた上で、「被害者に対する何らかの損害回復措置を探らなければならないはずである」と結論づけている。しかし、ボツダム宣言や日本国憲法は、謝罪と賠償の義務は負わせていないと述べ、損害回復のための立法の必要性を強調。損害回復措置の内容については国と国会に委ねるとしながら、93年8月に官房長官が「強制」および軍と政府の関与を認め、陳謝しながら何の立法措置も講じていないのは明らかに怠慢。特にその後3年も経過して何の措置も講じられていないため、新たな損害賠償義務が生じたと指摘し、元「慰安婦」3人に1人30万円（合計90万円）の支払いを命じた。5億6400万円の請求額に比べると大変少ない額だが、将来の立法による本格的な損害回復を前提にした判決。他方、挺身隊被害者の訴えは退け、公式謝罪の請求も棄却した。また政府高官の不作為に違法ではなく永野元法相の発言も被害者の名誉を侵害していないと判断した。被害者らはこの判決を不服として抗議、近く広島高裁に控訴する予定。

予想外の厳しい判決を受けた被告・国側は、橋本首相がコメントを保留、外務省などもかなり狼狽した。各政党にも衝撃を与え、今後立法化要求運動にはずみがつくのは必至。国連人権委員会などでの審議にも影響を与えると予測される。

韓国挺身隊問題対策協議会、台北市婦女救援社会福利事業基金會、フィリピンのリラ・ビリビーナ、インドネシアのLBH（法律扶助協会）ジャカルタ支部などの各国の運動体はそれぞれ国の責任を明らかにし、立法不作為を批判した今回の判決を歓迎するコメントを発表したが、公式謝罪要求を棄却したこと、挺身隊被害者を賠償対象から除いたこと、金額が少なすぎることなどを批判した。新聞各紙も28日朝刊でこのニュースを大きく報じ、朝日、毎日、産経、東京は1面で、産経・東京は28日の、朝日・読売は29日の社説で取り上げた。国内の英字紙はJAPAN TIMES, Mainichi Daily News, Daily Yomiuri がいずれも1面で、MDNはトップの扱いで、Win, Redressの言葉がタイトルに。JAPAN TIMESは29日社説でも取り上げ、日本政府は上告すべきないと主張した。産経や読売の社説は、93年の河野官房長官談話に基づいて賠償責任を指摘している論調に疑問を示している。ニュ

ーヨーク・タイムズもインターネット版で速報した。

なお、フィリピンではリラ・ビリビーナが28日日本大使館前で閔釜判決を受けて、日本政府に公式謝罪と補償を求める抗議行動を行った。またフィリピンの元「慰安婦」で裁判の原告の1人ピュリータ・カネドさん(81)は以前から病床に伏していたが、27日閔釜判決のニュースをTVで見て喜んだ後、翌28日早朝息を引き取った。(4/28参考)

原告の内、挺身隊の3人は1丘広島高裁に提訴した。元「慰安婦」の3人は国側の出方を見た上で判断するという。(監視監査行会)

判決文は、近く閔釜裁判を支援する会からコメントなども添えて出版される。(予価=千円+送料実費、申込先=092-713-1880) 東京での報告会は下記のとおり。

緊急報告集会：閔釜裁判半リ第1審半リ決東京報告集会

【日時】5月13日(水)19:00~ 【会場】シニアワーク東京第1セミナー室(5F)

【報告】「閔釜裁判と第1審判決について」山本晴太弁護士(閔釜裁判弁護団)

【参加費】千円(資料込み) 【主催】戦後補償ネットワーク☎03(3237)0217

◆(裁判報告)日鉄大阪(第2次)訴訟、西松建設損害賠償請求訴訟、口頭弁論始まる

大阪に強制連行された朝鮮人元徴用工が国と新日鉄に総額約3600万円の損害賠償を求めた日鉄大阪(第2次)訴訟(本紙200号既報)の第1回口頭弁論が4月14日大阪地裁で行われ、原告の呂運澤さん(74)、申千洙さん(71)が「韓国人の血と汗と“恨”を決して忘れてはならない」と証言。原告側弁護団も「日本国の罪悪性を明らかにし、被害回復の義務を負うことによって、重大な歴史責任から解放される道を探る」裁判であると述べた。傍聴は100人を越えた。(監視監査行会)

強制連行で広島県の安野発電所建設に従事した中国人3人と遺族2人が工事を請け負った西松建設(本社=東京)に総額2750万円の損害賠償を求めた訴訟(本紙202号既報)の第1回口頭弁論が広島地裁で21日行われ、生存者の呂学文さん(77)と宋繼堯さん(70)の2人が強制連行当時の模様や苛酷な労働の実態を証言した。被告・西松側は請求棄却を求める答弁書を陳述し、全面的に争う姿勢。傍聴者は約80人。(4/22中国)

■<案内>中国華北省北田童村毒ガス事件東京証言集会

5月9日(土)14:00~ワーカーズ・サポートセンター(八丁堀)、証言「北どう村の毒ガス惨事」李德祥さん、講演「河北の三光作戦について」笠原十九司宇都宮大学教授、ほか、*17:30~歓迎会(会費=3千円)、主催=三光作戦調査会☎&03-3208-4693(渡辺)

■<案内>戦争被害等の真相究明調査会に関する院内フォーラム

5月14日(木)16:00~18:30、衆院第2議員会館第1会議室、発題「今なぜ真相究明調査会が必要なのか」吉見義明中央大教授、常石敬一神奈川大教授、田中宏一橋大学教授、吉田裕一橋大教授、各地の活動報告、協賛団体からの挨拶、今後の運動提起、ほか。主催=戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会(☎03-3265-6071、03-3265-6076)・戦争被害調査会法を実現する市民会議(☎&03-3226-5556)

■<案内>日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会

5月14日(木)19:00~星陵会館和室C(3F)、5・6月の国際的動きの情報交換と調整、会場費=500円、連絡先=連絡会☎03-3237-0217、03-3237-0287

戦後補償実現！FAX速報 No.218.98.5.9.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■ fax: 03(3237)0287 ■☎: 03(3237)0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 肾 *E-mail cfrtyc@aol.com

◆韓国政府支援金まず 110-120人に支給開始。韓国政府を批判し、受取拒否のハルモニも

5月7日韓国政府は、保健福祉部をとおして現存する元「慰安婦」のハルモニ110-12人への支援金支給を開始した。「国民基金」を拒否している被害者への政府の支援金で、支給に先立ち「日本の民間基金を受け取らない」旨の覚書を受け取ったと発表した。7日行われた贈呈式には、韓国挺身隊問題対策協議会の代表らも出席した。1日カンボジアから永住帰国したフン・ハルモニ（李南伊さん、74歳）も政府支援金3150万ウォン（約312万円）と民間の募金の一部と一緒に受け取った。すでに「国民基金」の一時金を受け取っている元「慰安婦」には支給を保留した。なお、李容洙（71歳、大邱在住）さんら3人のハルモニは「日本政府に責任がある限り、そこから公式謝罪と賠償を受ける」とし、韓国政府の支援金の受取を拒否した。先に韓国政府が日本政府に賠償を要求しないとの方針を決めたと伝えられたことに反発したもの。

一方、「国民基金」側は昨年1月に7人の韓国の元「慰安婦」に支給後、韓国外相からの抗議と要請を受け、池田外相が「今後は日韓外務省同士で十分協議する」と約束し、一時支給を凍結していたが、その後も10数人に極秘に一時金を支給していたことが明らかになった。6日ソウル発の共同電が伝えたもので、「従軍慰安婦問題に詳しい消息筋が明らかにした」という。今回の韓国政府の調査でも、約30人ほどにすでに秘密裡に支給されている可能性があるという。(5/8号付)「国民基金」は7日記者会見を行い、韓国政府が支援金支給の条件として同基金の一時金を受け取らないという覚書の提出を求めていると伝えられていることに対して、「同基金を受け取るなど国家が強制するに等しく、人権の新たな侵害」と非難する声明を発表し、呼びかけ人の和田春樹前東大教授は「日本政府は、韓国政府に抗議してほしい」と語った。日本政府は、対日批判が増幅するのを恐れ、当面事態を見守る構えで、8日沼田外務省報道官が記者会見で「日韓双方の当事者間で話合いがなされ、理解が深まることを期待する」と述べ、政府が関与する可能性を否定し、自らは当事者でないかのような無責任な対応に終始。(5/7-9号付)

◆閔釜裁判国側が控訴。「立法不作為で国の責任を認めるのは判例に反する」と法相

4月27日に山口地裁下関支部が原告の請求を一部認め判決を出したが、被告=国側はこれを不服として8日広島高裁に控訴した。請求が認められなかった元女子勤労挺身隊の原告7人は1日広島高裁に控訴している。一部請求が認められた元「慰安婦」3人は、2番の審理が始まった段階で国側の控訴に応じる形で付帯控訴する方針。下福葉法相は8日の記者会見で「立法不作為で国の責任を認定したことは従来の判例（*85年最高裁が「国会の立法行為については政治責任のみが問われ、原則として賠償責任は問われない」と判断）に反する」と控訴の理由を説明した。(5/8号付)なお、閔釜判決文が冊子になった。

1冊千円+送料310円。申込みは03-713-1880（関釜裁判支援する会）へ。また、13日19:00~シニアワーク東京（第1セミナー室、5F）で山本晴太弁護士を招いて報告集会が開かれる（主催=戦後補償ネットワーク、参加費=千円）。判決文冊子も頒売予定。

◆カナダ下院外交委員会、元日本軍捕虜虐待への賠償請求の検討を求める報告作成

カナダ国会下院外交委員会は、7日第2次大戦中香港で日本軍の捕虜になったカナダ軍将兵2100人以上が虐待や重労働を強制された件についての報告書をまとめ、カナダ政府に日本政府に対する補償の請求を検討するよう勧告した。報告は「香港に従軍したカナダの元将兵たちが失った年月は、いかなる金額をとっても償うことはできない」と指摘している。(5/8・9報)

◆台湾出身元B C級戦犯が補償求め、宮崎地裁に提訴。日本国籍取得者で初めて

戦後B C級戦犯として10年8ヶ月服役した台湾出身の旧日本軍捕虜監視員（軍属）林水木(みき)さん(72)が、国を相手取り2500万円の損害賠償と恩給不支給処分の無効確認などを求める訴訟を7日宮崎地裁に起こした。林さんは、台湾・高雄生まれ。戦争中ボルネオ島の捕虜収容所に軍属として勤務。敗戦後、連合国軍に逮捕され、軍事法廷で捕虜虐待の罪で禁固15年の判決を受け、巣鴨刑務所などで服役。56年に釈放。日本国籍取得後、84年に軍人恩給を申請したが、「支給在職期間（12年以上）を満たさない」として却下された。林さんは①虐待は上官の命令、②虐待を禁じた国際法を教えられていなかった、③旧植民地出身者に恩給を支払わないのは憲法14条と国際人権規約に違反、④終戦受諾など公共の福祉の実現と引換に国が受け入れた戦犯裁判の犠牲になった、などと主張している。(5/7報、添削)

■<案内>毒ガス戦の被害者－李さんと若者の集い

5月12日（火）18:30~日本キリスト教会館A会議室、証言=李徳祥さん、ビデオ上映も。
資料代=500円、主催=同実行委員会 0424-74-2465（小林）

■<案内>もうひとつの南京－河北省北どう村

5月13日（水）18:30~エル大阪606号、資料費カンパ=千円、主催=南京大虐殺60ヵ年大阪実行委員会 03-366-8115

■<案内>李徳祥さんの証言を聞く会

5月14日（木）18:00~三原市市民福祉会館、協力費=千円、15日（土）18:30~吳市福祉会館、千円、連絡先=広島県日中友好青年委員会 080-363-8103、17日（日）14:00~七夕会館、連絡先=小郡市日中友好協会 0942-75-0695

■<案内>「ナヌムの家II」上映と講演会

5月16日（土）映画上映13:00~、16:15~、講演（ピョン・ヨンジュ監督）14:30~、東京YWCAカフマンホール、チケット1500円、主催=東京YWCA 03-3293-5421

■<案内>戦後補償法勉強会「関釜判決と戦後補償法立法運動」

5月19日（火）19:00~星陵会館和室C(3F)、コメント=今村嗣夫、鎌木五十三弁護士ほか
会場費=500円、主催=戦後補償法を実現する会 03-3237-0217

<裁判情報>

5月12日（火）15:30~中国人「慰安婦」裁判公判、東京地裁712号、終了後報告集会（弁護士会館1007号）／15日（金）13:20~中国人「慰安婦」裁判公判東京地裁709号、終了後学習会（弁護士会館1003D、講師=西野瑞美子さん「太原からの報告」）

戦後補償実現！FAX速報 No.219. 98. 5. 16.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 # E-mail cfrtyo@aol.com

◆ インドネシア民主化運動激化、元「慰安婦」も運動の先頭に。支援要請あいつぐ

大統領退陣・民主化を求めて各地で運動が広がり、学生らの犠牲が増え、混乱の続いているインドネシアで、ジョクジャカルタ在住の元「慰安婦」マルティエムさんらも先頭に立って運動への支持と参加を呼びかけている。5月1日にジョクジャカルタのカウマン・モスク前広場で行われた3千人の集会でマルティエムさんは、独立後政府はずっと「慰安婦」問題に冷淡で、被害者自身が受け取るべき資金が老人ホーム建設に流用されていると批判。5月5日にはアトゥマジャヤ大学で開かれた集会で「人びとが物価を下げるのを要求しているのに、なぜ政府は石油の値上げをするのか、老人の私にはさっぱりわからない。私の孫のようなこの子たち（集会参加者）は暴力でなく、慈愛を求めている。私はかつて日本に説教された。今、私のことや孫たちがこのように翻るというなら、私はできるだけ応援する」と涙ながらに訴えた。ジョクジャカルタでも軍・警官隊の攻撃・暴行で学生らの死者が多数出ている。（5/2-新紙ども）被害者への支援を続けている戦後補償実現市民基金にマルティエムさん本人から届いた手紙では、極度の経済混乱の中でL B H ジョクジャカルタ支部が行っている医療支援基金も窮状に陥っていて、元「慰安婦」への医薬品などの支援が止まっている状態という。市民基金ではインドネシアの被害者への緊急支援を呼びかけている。◆郵便振替 00100-7-722239 戦後補償実現市民基金（通信欄に「インドネシア」と明記） ☎03-3262-4971、㈹03-3237-0287

◆ 「戦争被害等の真相究明調査会に関する院内フォーラム」開く

5月14日戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会と戦争調査会法を実現する市民会議が主催して、衆院議員会館で上記フォーラムが開かれ、吉見義明中央大教授、常石敬一神奈川大教授、吉田裕一橋大教授、田中宏一橋大教授が「慰安婦」、細菌・化学兵器、南京事件の真相究明の課題、補償・援護の内外格差の問題などについて報告した。常石教授は「真相究明は被害者救済というより我々自身の課題」と指摘、田中教授も「難しい法案制定要求だけでなく、国会の委員会などに被害者を招き、証言を記録に留めるような努力も必要」と提起した。議員は、篠岡兵輔、鳩山由紀夫、葉山峻、田中甲、枝野幸男、藤田幸久衆院議員、栗原君子参院議員が出席。鳩山衆院議員は「アジアの人びとの友愛を育むためにも、誤ったことを“すみません”と言える勇気が日本と日本人に求められている。国会の不作為を指摘した闇金判決は画期的。国会としても真相調査に取り組むべき」と述べた。最後に田中甲衆院議員から「国立国会図書館法の一部改正案」が市民団体に紹介、提案された。（□次項参照）

◆ 真相究明のため「国立国会図書館法の一部を改正する法律案要綱」を田中甲議員が提案

民主党の田中甲衆院議員は14日開かれた上記フォーラムで、真相究明のための法案とし

て「国立国会図書館法の一部を改正する法律案要綱」を叩き台として提案、市民グループでの検討を始めた。同法案の骨子は、国立国会図書館内に恒久平和調査局を設け、①今次大戦の原因の解明、②1931年9月18日から1945年9月2日（戦前戦中期）の労働者徴用・就労の実態、③性的強制による被害の実態、④生物・化学兵器の開発、生産、使用、遺棄、廃棄の実態、⑤その他の政府・軍が関与した非人道的行為による被害、⑥戦後日本がとった措置、条約や国際的約束、などを調査し、国立国会図書館長が責任者となるというもの。毎年国会への報告義務を負うほか、関係行政機関に資料提出を求める権限を有する。学識経験者らに協力も依頼できる。総理府などの行政府でなく、国会直属機関に調査機能を持たせる点と新規の立法でなく、既存法の改正でという点が特色。田中甲議員事務所では市民からの意見・提案・活発な論議を期待している。△03-3508-3923

■<案内>「慰安婦」問題の早期解決を！サイレント・デモ&署名提出

5月20日（水）11:30-12:30 参院議員会館前で「慰安婦」問題の早期解決を！月例サイレント・デモ、13:00-「戦時性的強制被害者問題調査会」の早期制定を求める請願署名提出、呼びかけ＝「戦時性的強制被害者問題調査会設置法」の早期制定を求める連絡会、「慰安婦」問題の立法解決を求める会△03-2334-4090

■<案内>5/21戦後補償実現・企業責任追及一日行動－政府・企業は今すぐ解決に応じろ

5月21日（木）8:30外務省・労働省・法務省前ビルまき、9:30外務省、労働省、法務省要請、12:00 三菱重工本社抗議、13:30 日鉄裁判8回公判（東京地裁10号）、15:00 新日本鉄本社要請、18:30 日比谷公会堂、呼びかけ＝強制連行全国ネット△&△045-575-1948

■<案内>戦争とアジア「朝鮮人B C級戦犯の記録」上映会&お話

5月22日（金）17:30-上智大学L号館812-S8F(壁8F)、ビデオ「朝鮮人B C級戦犯の記録」、話＝李鶴来さん（原告）、内海愛子さん（恵泉女子大学教員）、参加費＝無料、主催＝上智大学アジア文化研究所、共催＝B C級戦犯を支える会△03-5689-8638、△8639

■<案内>証言集会：中国人強制連行・苛酷な労働と虐待の日々…

5月23日（土）豊島区民センター下ホール、証言＝李万忠さん（強制連行第2次訴訟原告）、強制連行遺族ほか。ビデオ上映も。会場費＝大人千円、中高生＝500円、主催＝李万忠さん・劉連仁さんの証言を聞く会実行委員会△03-3942-8591、△03-3942-8593

＜裁判情報＞★B C級判決公判7月13日（月）15:00-に延期：5月27日に予定されていた韓国・朝鮮人B C級戦犯補償請求裁判は延期に。27日の予定はすべて中止。5月22日（金）のビデオ上映会（△別記）は予定どおり開催。（B C級戦犯支える会△03-5689-8638）

●5月18日10:00-オランダP O W補償請求裁判公判（結審）、東京地裁721号

●5月22日（金）10:00-中国人強制連行第2次訴訟・原告意見陳述、東京地裁103号/13:10-平頂山事件第5回口頭弁論、東京地裁703号（*14:00-弁護士会館1003号で合同報告集会）

●5月25日（月）15:00-731部隊細菌戦被害者国家賠償請求訴訟第2回公判、東京地裁103号、（*14:00 集合・傍聴券発行、終了後18:00-弁護士会館1003号で報告証言集会、問合せ△&△03-5341-3462、054-263-0989

■<追加案内>戦後補償法勉強会「閔釜判決と戦後補償法立法運動」：5月19日（火）19:00-星陵会館和室C(3F)、内容：①閔釜判決、②韓国政府の支援金支給、③「国立国会図書館法改正案」についての検討、主催＝戦後補償法を実現する会△03-3237-0217

☆資料紹介：「閔釜裁判・判決文」千円（送料310円）△092-713-1880へ

Trouw, 22 April 1998, p.5

Korea now pays compensation to sex slaves itself

Amsterdam - In an attempt to solve one of the most delicate historical problems with Japan, the South-Korean government decided to pay a financial compensation to women, who were abused by the Japanese army during the second World War.

Each one of the 152 'comfort girls' will be offered 38 million Won (more than f 50,000). The government in Seoul adhered to the decision, which was taken last week, to abandon asking Japan to pay for part of the amount of money, as demanded by organizations of the abused women. The interest group insist that Japan in this way admits the grief that was inflicted upon these women.

For several months the government had been severely divided over this diplomatically sensitive issue. Minister Sin Nak-yun of Culture said he adhered to an official apology and compensation. The Japanese government however stated that all claims for a compensation were settled under the normalization treaty of 1965 and refuses to provide the women with a financial compensation.

In 1996 Japan founded a private fund, from which an amount of \$ 17,000 (f 34,000) was offered to each of the sex slaves. Most South Korean women declined the offer, because they thought that compensation should be given directly by the Japanese government.

Some Phillipine women, who did accept the compensation, received a letter from the Japanese Prime Minister Hashimoto, in which he expressed his 'sincerest apologies and feelings of remorse'. An official apology to all Asian neighbours was never expressed, since this still meets with fierce opposition from rightwing nationalists in Japan.

Historians said that in WW II 200,000 women from Korea and other parts of Asia were forced to work in Japanese army brothels. Dutch women were also in this group. It is not known how many of the former Korean 'comfort girls' are still alive, as most of them remain silent about their experiences. Most of the former sex slaves are now in their seventies.

(3)



LILA-Pilipina, Inc.

an organization of Filipino survivors of rape and sex slavery by Japanese troops during World War II, and of human rights and peace activists and partners; envisioning a world of peace, without rape, sex slavery and other forms of violence on women in war and armed conflict situations

PRESS RELEASE

April 28, 1998

Source: LILA Pilipina
Tel. no. 433-50-61

GABRIELA Public Information Department
tel. no. 928-80-34
fax no. 924-69-01
e-mail gab@mnln.sequel.net

TOKYO COURT RULING VALIDATES COMFORT WOMEN'S CLAIMS

Filipina comfort women welcomed the ruling made by Yamaguchi District Court in Tokyo yesterday in favor of the three South Korean comfort women saying that this proves the validity of the comfort women's struggle for justice.

"We are glad that the ruling favored the comfort women. We can only attribute this victory to the determined efforts of survivors and our supporters to achieve justice" said Lola Fedencia David, vice president of LILA Pilipina Metro Manila.

On the same note, Lola Fedencia also said that they are "highly disappointed over the measly amount of compensation which does not atone for anguish and suffering we endured as sex slaves of Japanese soldiers during the Second World War."

The decision, handed out by the court's Shimonoseki branch, Presiding Judge Hideaki Chikashige, ordered for a legal compensation of ¥300,000 (\$2,280) for each of the three South Korean comfort women stating that Tokyo was unable to fulfill its duties to indemnify the victims of its wartime crimes against women used as sex slaves. However, the court was silent on the issue of official apology.

The group of Filipina comfort women were also dissatisfied over the failure of the court to address the demand for public apology. They said that without the official apology, the Japanese government continues to "wash its hands" off its accountability over the sex crimes perpetrated by their military.

An estimated of 200,000 women all over the world, mostly Asian, were victims of military sex slavery during WW2. In the Philippines, there are 169 documented comfort women.

LILA Pilipina, the organization of Filipino survivors of military rape and sex slavery during the Japanese occupation in the Philippines during the World War 2, held a picket together with GABRIELA in front of the Japanese Embassy along Roxas Blvd.

Grandma Hun Goes Home

Korean-Turned-Cambodian
Weathers Past Obstacles to
Embrace Future Challenges

By PIN SISOVANN
AND JEFF SMITH
THE CAMBODIA DAILY

She doesn't recall the details of how she was taken from Korea to Cambodia, not even whether she was 17 or 18 years old at the time. That was more than 55 years ago. What she does clearly remember was that she was taken by force, by the Japanese army.

"I was very, very afraid because I didn't know why they brought me here and I had been parted from my parents," the woman known as Grandma Hun said in a recent interview. "They cried, I cried also."

In some ways, her story is similar to the sto-

Inside

• Japanese Americans seek recognition for World War II imprisonment.
Page 5

Because of her "special case" of having

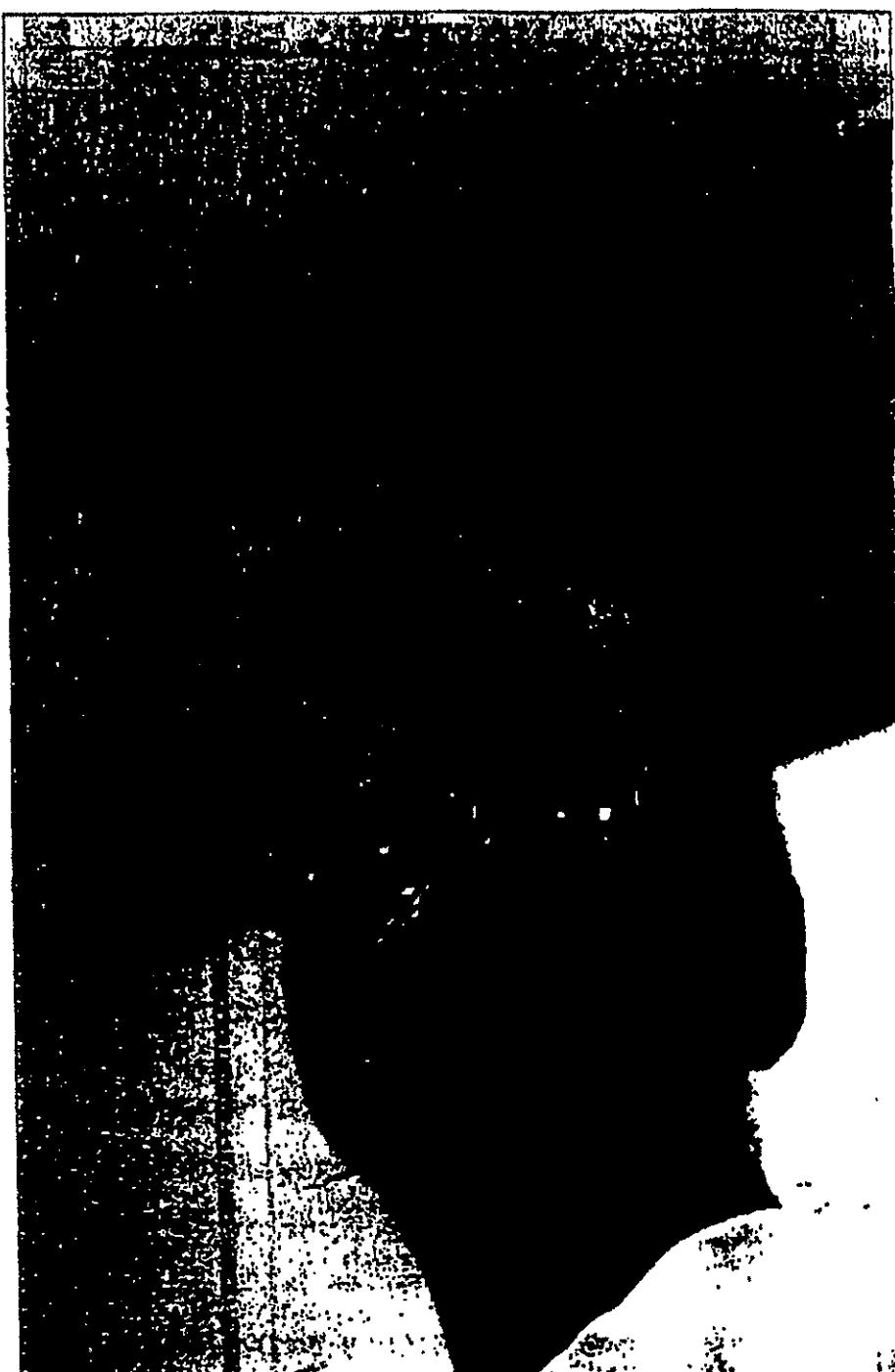
at the considered a Japanese husband, Grandma Hun is unlikely to sue for compensation as other comfort women have done, according to a Korean businessman in Phnom Penh assisting her.

Grandma Hun perhaps has enough challenges ahead.

A week ago, she and a granddaughter left Cambodia to return to live in her homeland of Korea. After raising four children and 18 grandchildren in Cambodia, Grandma Hun's challenge now will be adjusting to a society that she hasn't been part of for more than a half-century.

Grandma Hun (her Korean name is Lee Nam Yi) left Cambodia last week with only some Korean phrases in her head, a Korean traditional dress and sketchy memories of her childhood.

"She has been here 55 years, so it's not
Continued on page 5



David Von de Veen/The Cambodia Daily

Seventy-four-year-old Grandma Hun, whose Korean name is Lee Nam Yi, sits at her farewell ceremony flanked by the Cambodia flag. A mother of four and a grandmother of 18, Grandma Hun was kidnapped from her home in South Korea and forced into sexual slavery, servicing Japanese soldiers during World War II. She settled in Cambodia for the next 55 years, only now returning to her home in South Korea.

Grandma...

CONTINUED FROM PAGE ONE

going to be easy to adjust," said Frank I.S. Kang, a South Korean businessman who was escorting her back to her homeland. "We'll have to help her."

One of the key people to help her is her 19-year-old granddaughter, Leak Chamy, who said she has long wanted to go to Korea to study the language. Hun also is supported by a Buddhist association.

At her farewell party in Phnom Penh nine days ago, Korean Ambassador Park Kyung Tai thanked the people who helped Grandma Hun find her roots and wished her a happy new life in Korea. In November 1996, shortly after her situation became known to the South Korean embassy here, Park met with Grandma Hun and promised her that he would make people aware of her sad story.

"I assume there are [or were] more like her in Cambodia, but unfortunately there's no information," Park said in an interview last week. "It was difficult to verify Grandma Hun's story; there was lack of documentation, much of it destroyed during the Pol Pot period."

In reference to the recent court decision, Park said he's very happy that some justice, while "very belated," is finally occurring.

Recently, five ethnic Korean women who identified themselves as comfort women were found in China, an official at the South Korean Embassy in Phnom Penh said. Two 76-year-olds in the provinces of Heilongjiang and Jilin have expressed a desire like Grandma Hun's to be repatriated to Korea.

The Japanese Embassy was not involved in Grandma Hun's case, nor were officials invited to any of the repatriation ceremonies. First Secretary of the Japanese Embassy, Kazuhiko Nakai said last week.

Grandma Hun agreed to an interview the evening before her departure from Cambodia, in a modest apartment near Psar Thmei where she had been living the previous six months.

The wrinkled-faced woman with short-cropped hair sat on the edge of her bed barefoot, peering at the reporters behind large eyeglasses. Although a glucose bag was by the wall near her, she appeared quite healthy for her 74 years.

She insisted that she wasn't Khmer, but instead Korean. This was confirmed when Grandma Hun received her first passport recently—South Korean, a South Korean embassy official said.

But throughout the more than hour-long interview, it was obvious that Grandma Hun was conflicted. She frequently referred to Cambodians as "us Cambodians" and Koreans as "those people."

She acknowledged late in the interview that she doesn't know exactly which country she belongs to.

The physical split from Korea occurred in

1943, when Grandma Hun was about 18 years old.

That's when the Japanese took her and other Korean women by force from their families. "At the time, Korea was too weak" to resist, she said.

She remembers about 100 women being taken on board. The boat made stops at Taiwan, Singapore, Saigon. There were about 10 women left when the ship stopped at Phnom Penh.

"Once in Phnom Penh, they employed us as they wanted. They did whatever they wanted," she said.

Within a short time of arriving, she started living with a Japanese first Lieutenant named Tadakuma. "So I have to say the truth, we loved each other."

After the war, they fled together into the forest from the French. She was pregnant; the child was born in the forest.

To disguise himself from the French, the Japanese lieutenant became a monk at a nearby wat.

Over the course of the years, the two met again and on at least two occasions Grandma Hun said the lieutenant promised her that he would take care of her.

"When peace came, I came back to ask him to bring me back with him and my child to Korea or Japan and he said, 'Yes, I will come back and take you and bring you with me.'

—GRANDMA HUN
FORMER COMFORT WOMAN

But it never happened. And, in the years during their separation, the lieutenant had gotten himself a new wife and child, she learned.

The lieutenant returned to Japan in the mid-1950s, leaving Hun to look after herself and her daughter as Cambodia slowly rolled toward civil war. A Cambodian man befriended her; they married and eventually had three children.

She reportedly eventually couldn't live with him because of his drinking, but "we still meet from time to time," she said.

During the Khmer Rouge regime, Hun was targeted for execution for being a foreigner, but the execution never came. One of her sons, however, did disappear, presumably killed by the Khmer Rouge.

In July 1996, Grandma Hun was "discovered" by Korean businessman Hwang Ki Yun in Skoun, Kompong Cham.

He was on his way back to Phnom Penh when he saw a young woman trying to catch a taxi just south of the Skoun market. Feeling sympathy for her, he stopped. During the conversation, Hwang learned that the woman had a Korean grandmother. And he learned a little about how that Korean grandmother had wound up in Cambodia.

The next day, Hwang headed back to Skoun from Phnom Penh to meet Grandma Hun at her home. When he told her he was Korean, she reportedly was speechless, clasping his hands and crying for about 30 minutes.

"I was the first Korean she had met in over

Continued on page 7

Grandma...

CONTINUED FROM PAGE 5

50 years," Hwang said.

After a two-hour conversation, Hwang said he led convinced that she had been one of the Korean women sent overseas to serve the Japanese army. Over the next several months, he helped her with medical checkups, arranged a meeting with South Korean diplomats in Phnom Penh and began to publicize her story.

Part of her story, of being a Korean national had to be taken on faith, however, because Grandma Hun had little recollection of her early years in Korea, had retained little Korean and had no documentation.

"I'm really annoyed I don't know Korean," she said in the recent interview.

But in a visit last year to Korea, it was Grandma Hun that immediately recognized her sister and it was her sister who took pause.

"It was the same face, I recognized the wart [birth mark] on the face, she still didn't want to believe me," Grandma Hun said.

The sister was finally convinced after a blood test was done. "My sister then was so happy."

Last October, Grandma Hun acquired South Korean citizenship and in April Cambodia approved her application to drop her Cambodian citizenship.

Grandma Hun said last week that she's happy to be going back to Korea, but that once in Korea she knows she'll miss her two children who are still alive and her 18 grandchildren.

Her children feel the same way and hope that she follows through on a pledge to visit Cambodia during the winter months in Korea.

"I will miss her very much," Leak

Sina, a daughter, said at last week's farewell party. "I worry because she is old and not well," but added that she believes her mother will get better medical attention in Korea than she would in Cambodia.

Grandmother Hun conceded that her heart and mind is divided between the two countries. "I have my children here," she said of Cambodia, "but these people [the Koreans who have helped her] are so nice and I am grateful to them."



Heng Sinith/The Cambodia Daily
Grandma Hun, surrounded by her family at a ceremony April 30.